

第6期 田村市障害福祉計画

第2期 田村市障害児福祉計画

2021（令和3）年3月

 福島県田村市

は じ め に

本市では、2018（平成30）年3月に、「障害のある人もない人も安心して暮らせる郷づくり」を基本理念とする「田村市障害者計画」を策定しました。また、その計画の理念を具現化し、福祉サービスの提供体制を確保するため「第5期田村市障害福祉計画・第1期田村市障害児福祉計画」を一体的に策定し、地域生活支援拠点等の整備や日中一時支援事業所の誘致など取り組みを行ってまいりました。

今回の「第6期田村市障害福祉計画・第2期田村市障害児福祉計画」は、その後継計画として策定し、2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの3年間を計画期間としています。成果目標として「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」、「福祉施設から一般就労への移行」、「障害児支援の提供体制の整備等」、「相談支援体制の充実・強化」、「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」の7項目を設定し、その実現に向けた取組みを進めてまいります。

本計画に基づき、障害者や障害児への施策をさらに充実し、誰もが暮らしやすい郷づくりを進めてまいりますので、市民皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたりまして、慎重なご審議を賜りました「田村市障害者地域総合支援協議会」の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査を通じて貴重なご意見等を賜りました市民の皆様、障害福祉サービス事業所の皆様、関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。

2021（令和3）年3月

田村市長 本田 仁一

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の根拠と役割	4
3 計画の性格	5
4 計画の期間	6
5 計画の策定体制	7
6 障害福祉計画と国の基本指針	9
7 近年の障害者施策に関する法改正等	13
第2章 障害のある方・障害のある子どもの現状	15
1 人口の推移	17
2 障害のある方の推移	19
3 身体障害者手帳所持者の推移	21
4 療育手帳所持者の推移	25
5 精神障害者の推移	27
6 障害のある子どもの推移	29
7 障害のある方の雇用の状況	34
8 ニーズ調査の分析	36
第3章 障害福祉計画 ・ 障害児福祉計画	51
1 障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定にあたって	53
2 2023（令和5）年度の成果目標の設定.....	54
3 障害福祉サービス等の見込量及び確保のための方策	63
4 障害児支援等の見込量及び確保のための方策	71
5 地域生活支援事業の見込量	74
6 双葉郡から田村市内に避難中の障害者、障害児に関する第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の対応等について	83
第4章 計画の推進・評価等	85
1 計画の推進	87
2 計画の進行管理	88

資料編.....89

1 田村市障害者地域総合支援協議会設置要綱.....	91
2 田村市障害者地域総合支援協議会委員等名簿.....	94
3 市内障害者（児）のための施設一覧.....	95
4 市内福祉避難所一覧.....	98

第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

障害者施策の抜本的な見直しを図るべく、国は「障害者基本法」の改正（2011（平成23）年8月公布）をはじめ、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（2013（平成25）年4月施行）（以下「障害者総合支援法」という。）へ改正・改称するなど国内法の整備を進めてきました。

「障害者基本法」の改正では、「日常生活又は社会生活において障害者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずる」という「社会モデル」に基づく障害者の概念や「社会的障壁の除去」を必要とする障害のある方に対する「合理的配慮」が規定されました。

このように、障害のある方の視点に立ち、一人ひとりの希望に応じた社会活動への参加が妨げられないよう、施設・設備のバリアフリー化といった物理的障壁の除去に加え、雇用・就学の機会から排除されることのないよう、制度や慣行上の障壁の除去などの問題解決が求められています。

また、「障害者総合支援法」では、障害者の生活支援のために障害福祉サービスを提供し、障害のある方が地域の中で自立した生活を送るため、障害者福祉の増進と障害の有無に関わりなく相互の人格と個性を尊重しつつ安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すことを定め、利用者負担や障害者の範囲の見直し（発達障害者や難病患者を対象にすることを明確化）をはじめ、相談支援の充実、障害児施設の一元化等の改正が行われました。

これらの動きを踏まえ、2018（平成30）年3月には、共生社会の実現に向け、障害のある方が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援することを基本理念とする「第4次障害者基本計画」が策定され、同年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）」では、障害者の望む地域生活の支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が新たに盛り込まれました。

本市では、2018（平成30）年に「田村市障害者計画」、「第5期田村市障害福祉計画・第1期田村市障害児福祉計画」を策定し、障害者施策を推進してきましたが、2020（令和2）年度で「第5期田村市障害福祉計画・第1期田村市障害児福祉計画」の計画期間が終了となることから、障害者総合支援法、児童福祉法に基づく国の指針を踏まえ、2021（令和3）年度～2023（令和5）年度までの「第6期田村市障害福祉計画」及び「第2期田村市障害児福祉計画」を策定し、地域で暮らしやすいサービスの提供体制を維持・発展させてまいります。なお、「田村市障害者計画」については、2018（平成30）年度を初年度とし、2023（令和5）年度を目標年度とする6年間を計画期間としていることから、引き続き現行計画に基づき、施策を推進してまいります。

2 計画の根拠と役割

本計画は、市町村に策定が義務づけられている法定計画であり、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

「障害福祉計画」は、障害福祉サービスの供給体制の確保等を定めた障害者総合支援法に基づく 3 年間の短期的な計画です。国の定める基本指針に即し、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の必要な量の見込やその見込量の確保のための方策を定めるものです。

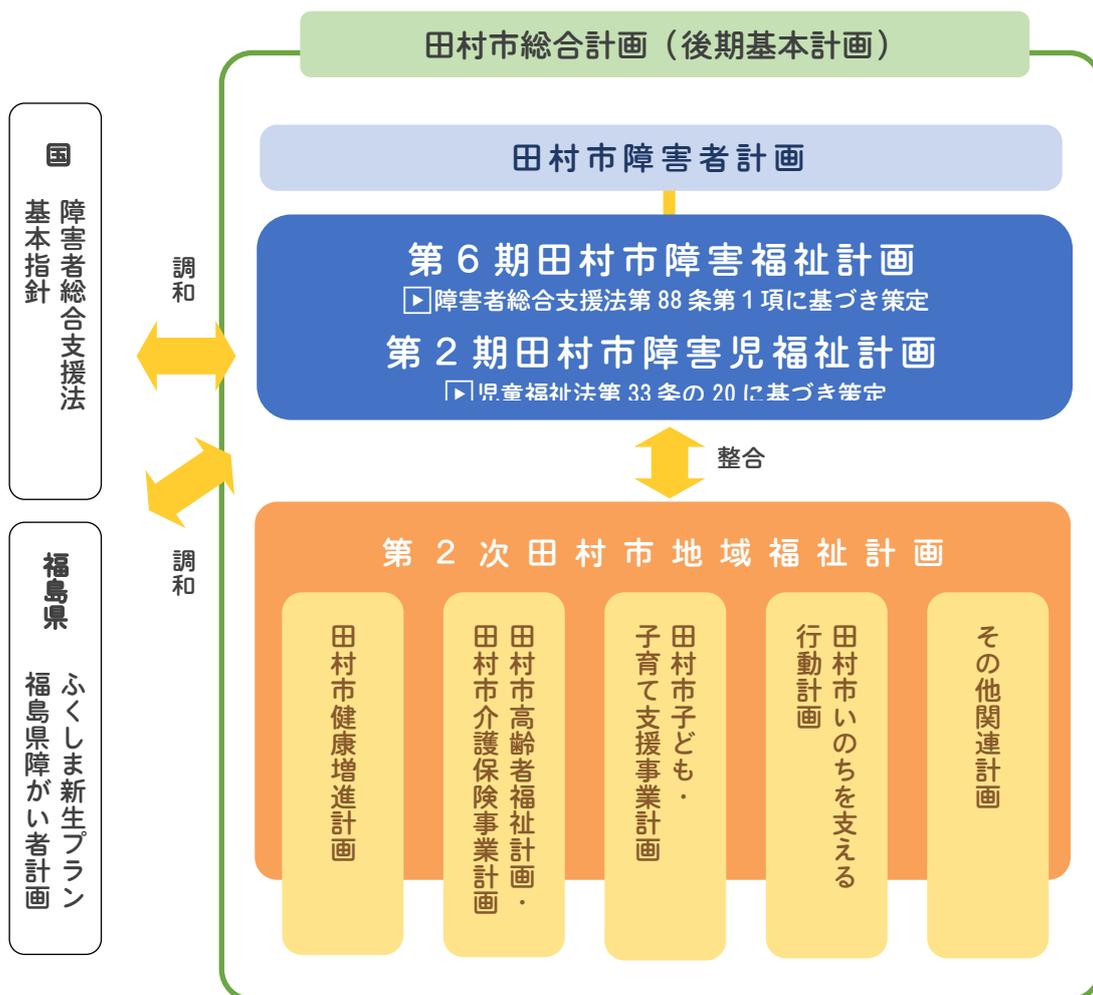
「障害児福祉計画」は、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等を定めた児童福祉法に基づく計画です。障害のある子ども等のサービス提供体制の整備等を計画的に構築するためのものです。

3 計画の性格

本計画は、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づく国の基本指針に即するとともに、福島県の「ふくしま新生プラン」や「福島県障がい者計画」、さらには本市の最上位計画である「田村市総合計画（後期基本計画）」、障害者基本法第11条に基づく法定計画である「田村市障害者計画」との調和を保ちながら、前期計画である第5期田村市障害福祉計画及び第1期田村市障害児福祉計画を改定して策定するものです。

また、福祉分野の共通事項を定めた上位計画で2020（令和2）年度に策定の「第2次田村市地域福祉計画」の部門計画として、さらには「田村市健康増進計画」、「田村市高齢者福祉計画・田村市介護保険事業計画」、「田村市子ども・子育て支援事業計画」などの各関係計画との整合を図るものです。

〈本計画の位置付け〉



4 計画の期間

「第6期田村市障害福祉計画」、「第2期田村市障害児福祉計画」は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの3年間に計画期間とします。

〈本計画及び主な関連計画の計画期間〉

計画名	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
田村市総合計画	後期基本計画			次期計画						
田村市地域福祉計画 田村市地域福祉活動計画	第1次		第2次					第3次		
田村市健康増進計画	第二次	第二次改訂版				第三次				
田村市高齢者福祉計画・ 田村市介護保険事業計画	第7期		第8期			第9期		第10期		
田村市障害者計画	現行計画					次期計画				
田村市障害福祉計画	第5期		第6期			第7期		第8期		
田村市障害児福祉計画	第1期		第2期			第3期		第4期		
田村市子ども・子育て 支援事業計画	第1期	第2期				第3期				
田村市いのちを支える 行動計画	現行計画					次期計画				

5 計画の策定体制

(1) ニーズ調査の実施

①生活と福祉に関するニーズ調査（障害のある方向け）

前期計画策定時に、市内にお住まいの障害のある方を対象に障害者福祉に関するニーズ調査（以降「第5期ニーズ調査」という）を行い、その結果を計画策定に反映しました。

- 調査実施期間 2017（平成29）年8月28日～9月15日
- 調査対象 2017（平成29）年8月1日現在、田村市内に住所を有し下記の条件に該当する方

	年齢	等級	配付人数
身体障害者手帳	65歳未満	1級	135人
		2級	71人
		3級	58人
	70歳未満	4級	128人
		5級	38人
		6級	43人
療育手帳	70歳未満	A	133人
		B	242人
精神障害者保健福祉手帳	70歳未満	1級	14人
		2級	74人
		3級	60人
自立支援医療（精神通院医療）			200人
合計			1,196人

●回収率

調査数 ①	回収数 ②	有効回収率 ②/①
1,196人	518人	43.3%

②障害福祉サービス事業者向け調査

市内で障害福祉サービスを提供する事業者を対象に、事業状況や今後の事業展開に関するアンケート調査を実施し、その結果を計画策定に反映しました。

- 調査実施期間 2020（令和2）年12月8日～12月22日
- 調査対象 2020（令和2）年12月1日現在、田村市内で障害福祉サービスを提供する事業者23か所
- 回収率

調査数 ①	回収数 ②	有効回収率 ②/①
23か所	19か所	82.6%

（2）協議会での検討・意見聴取

障害のある方や障害者福祉・地域福祉・学校の各関係者、学識経験者などで構成する「田村市障害者地域総合支援協議会」において、計画の内容や今後の障害者施策の協議を行いました。

6 障害福祉計画と国の基本指針

(1) 国の基本指針について

基本指針は、国が障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるものであり、市町村は基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保など障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるとされています。国の基本指針では、障害福祉計画の計画期間を3年としており、これを踏まえ3年に1度、基本指針の見直しを行っています。

各自治体では、基本指針に即して障害福祉計画を策定しており、今回は第6期計画となります。

〈障害福祉計画のこれまでの動き〉

第1期	2006（H18）年度～ 2008（H20）年度	2008（平成 20）年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定し第1期の障害福祉計画を作成
第2期	2009（H21）年度～ 2011（H23）年度	第1期の実績を踏まえ第2期の障害福祉計画を作成
第3期	2012（H24）年度～ 2014（H26）年度	つなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、2014（平成 26）年度を目標として、第3期の障害福祉計画を作成
第4期	2015（H27）年度～ 2017（H29）年度	障害者総合支援法の施行等を踏まえ、2017（平成 29）年度を目標として、第4期の障害福祉計画を作成
第5期	2018（H30）年度～ 2020（R 2）年度	第4期を踏まえ、2020（令和 2）年度を目標として、第5期の障害福祉計画、第1期の障害児福祉計画を作成
第6期	2021（R 3）年度～ 2023（R 5）年度	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正等を踏まえ、2023（令和 5）年度を目標として、第6期の障害福祉計画、第2期の障害児福祉計画を作成

(2) 基本指針見直しの主なポイント

2020（令和2）年5月に見直された基本指針では、これまでの指針で示されていた、地域における生活の維持及び継続の推進、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域共生社会の実現に向けた取組、発達障害者支援の一層の充実について見直しが行われ、相談支援体制の充実・強化、障害福祉サービス等の質の向上等について新たに示されています。

〈基本指針見直しの主なポイント〉

①地域における生活の維持及び継続の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●入所等から地域生活への移行について、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保する
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ●精神障害者の精神病床から退院後の地域における定着に関する成果目標を追加する ●アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進する
③相談支援体制の充実・強化等	<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援体制に関して、各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うことが必要である
④障害福祉人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●研修の実施、多職種間の連携の推進、働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に取り組むことが重要である
⑤福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ●就労移行支援の目標を明確化するとともに、就労継続支援 A 型及び B 型についても事業目的を踏まえた上で成果目標を追加する ●就労定着支援の更なるサービス利用を促すため、利用者数を成果目標として追加する。定着率の数値目標については、2018（平成 30）年度報酬改定の内容に合わせて設定する ●このほか、以下の取組を進めることが望ましい <ol style="list-style-type: none"> ①農福連携の推進に向けた理解促進及び就労継続支援事業所等への支援 ②大学在学中の学生の就労移行支援の利用促進 ③高齢障害者に対する就労継続支援 B 型等による適切な支援及び高齢障害者のニーズに沿ったサービスや支援につなげる体制構築
⑥発達障害者等支援の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障害者等に対する支援に関して、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保する。また、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保する
⑦障害者の社会参加を支える取組	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会を通じて、障害者の個性や能力の発揮、社会参加の推進を図る ●視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する必要がある

〈基本指針見直しの主なポイント（続き）〉

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む
⑨ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要である ● 障害児入所施設に関して、ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとする必要がある。入所児童の18歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制整備を図る必要がある ● 保育、保健医療、教育等の関係機関との連携に関して <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児通所支援の実施に当たって、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討する必要がある ・ 難聴児支援に当たって、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保等が必要である ● 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備に関して <ul style="list-style-type: none"> ・ 重症心身障害児や医療的ケア児の支援に当たってその人数やニーズを把握する必要があり、その際、管内の支援体制の現状を把握する必要がある ・ 重症心身障害児や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保について、家庭的環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要である旨及びニーズの多様化を踏まえ協議会等を活用して役割等を検討する必要がある
⑩ 障害福祉サービス等の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが必要であることから、障害福祉サービス等の質の向上させるための体制を構築する

〈障害福祉サービス等に係る成果目標〉

①福祉施設の入所者の地域生活への移行	<p>【施設入所者の地域生活への移行】 ・2019（令和元）年度末の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行</p> <p>【施設入所者数の削減】 ・2019（令和元）年度末時点の施設入所者の1.6%以上を削減</p>
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<p>【精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数】（都道府県） ・平均316日以上（新）</p> <p>【精神病床における1年以上長期入院患者数】（都道府県） ・65歳未満、65歳以上それぞれの目標値を国が提示する推定式により設定</p> <p>【精神病床における早期退院率】（都道府県） ・入院後3か月時点の退院率を69%以上、6か月時点86%以上、1年時点92%以上</p>
③地域生活支援拠点等が有する機能の充実	<p>・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討</p>
④福祉施設から一般就労への移行	<p>【一般就労移行者の増加】 ・2019（令和元）年度実績の1.27倍以上 うち就労移行支援 1.30倍以上、就労A型 1.26倍以上、就労B型 1.23倍以上（新）</p> <p>【職場定着率の増加】 ・就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用（新） ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上に（新）</p>
⑤障害児支援の提供体制の整備等	<p>【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実】 ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置（圏域設置も可） ・全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築</p> <p>【難聴児支援のための中核的な機能を有する体制の構築】（都道府県） ・児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核機能を有する体制を確保（新）</p> <p>【重症心身障害児を支援する事業所の確保】 ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保（圏域確保も可）</p> <p>【医療的ケア児支援のための協議の場の設置】 ・保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置する（圏域確保も可）（一部新）</p>
⑥相談支援体制の充実・強化	<p>・各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保（新）</p>
⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	<p>・各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制を構築（新）</p>

7 近年の障害者施策に関する法改正等

障害者に関する近年の法改正について、その概要と施行時期は下表の通りです。

前期計画策定以降、障害者総合支援法や障害者雇用促進法、バリアフリー法の改正法施行に加え、障害者の文化芸術活動や読書環境の整備を推進する法律が新たに施行されるなど障害者関連の法律・制度は年々変容しています。

年	国の主な動き
2018年 (平成30年)	<p>3月「障害者基本計画（第4次）」策定</p> <p>4月「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（改正障害者総合支援法、改正児童福祉法）施行^{（※1）}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の望む地域生活の支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 <p>6月「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進 ・計画策定が努力義務化（地方公共団体） <p>12月「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」（ユニバーサル社会実現推進法）施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進
2019年 (平成31年)	<p>3月「障害者文化芸術推進計画」策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者による文化芸術活動の幅広い促進 ・障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化 ・地域における障害者の作品等の発表や交流の促進による住みよい地域社会の実現
2019年 (令和元年)	<p>6月「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進を目的とする
2020年 (令和2年)	<p>4月「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」（改正障害者雇用促進法）施行^{（※2）}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給 <p>6月「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（改正バリアフリー法）施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化 ・国民に向けた広報啓発の取組推進 ・バリアフリー基準適合義務の対象拡大

※1 一部 2016（平成28）年6月施行

※2 一部 2019（令和元）年6月、9月施行

第2章

障害のある方・障害の ある子ども達の現状

第2章 障害のある方・障害のある子どもの現状

1 人口の推移

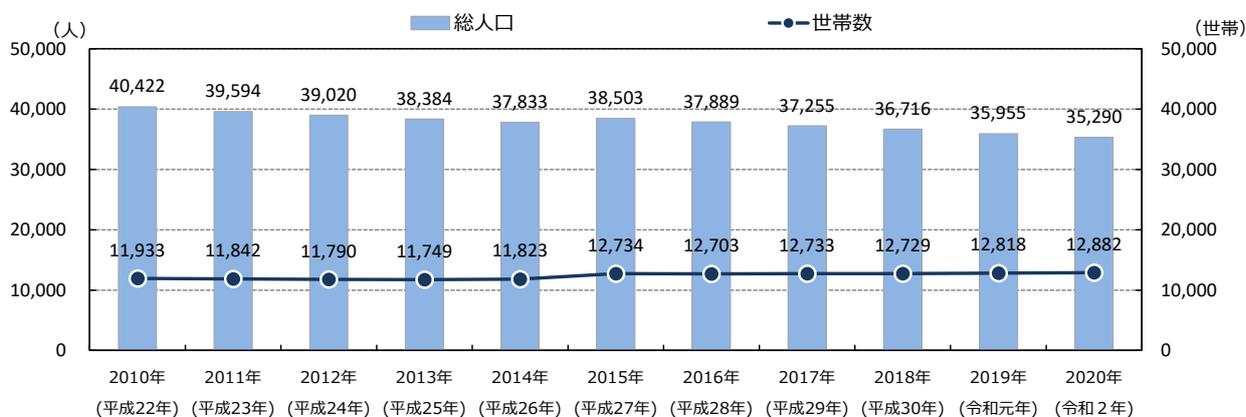
本市の総人口は、東日本大震災前の2010（平成22）年から減少傾向にあり、2019（令和元）年には3万6千人を下回りました。

一方で、世帯数は2020（令和2）年で12,882世帯となり、東日本大震災前の2010（平成22）年から約950世帯増加していることから、1世帯あたりの人数は減少し、核家族化が進んでいることがうかがえます。

また、年齢三区分別人口割合の推移をみると、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口の減少に対して65歳以上の老年人口の増加が続いており、少子高齢化が進行しています。

※年齢三区分別を表す際は、0～14歳を年少人口、15～64歳を生産年齢人口、65歳以上を老年人口と表記します。

〈総人口・世帯数の推移〉

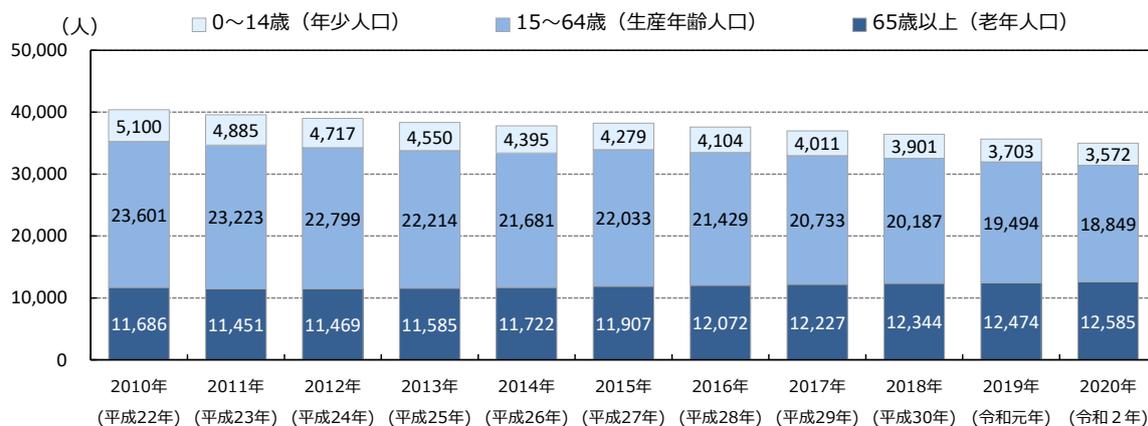


単位：人、世帯

項目・年	2010年 (平成22年)	2011年 (平成23年)	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)
総人口	40,422	39,594	39,020	38,384	37,833	38,503	37,889	37,255	36,716	35,955	35,290
世帯数	11,933	11,842	11,790	11,749	11,823	12,734	12,703	12,733	12,729	12,818	12,882
1世帯あたりの 人数	3.38	3.34	3.30	3.26	3.19	3.02	2.98	2.92	2.88	2.80	2.73

資料：福島県現住人口調査／各年10月1日現在

〈年齢三区分の割合〉



単位：人、%

項目・年	2010年 (平成22年)	2011年 (平成23年)	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)
0～14歳	5,100	4,885	4,717	4,550	4,395	4,279	4,104	4,011	3,901	3,703	3,572
総人口に占める割合	12.6	12.3	12.1	11.9	11.6	11.2	10.9	10.8	10.7	10.4	10.2
15～64歳	23,601	23,223	22,799	22,214	21,681	22,033	21,429	20,733	20,187	19,494	18,849
総人口に占める割合	58.4	58.7	58.5	57.9	57.4	57.6	57.0	56.1	55.4	54.6	53.8
65歳以上	11,686	11,451	11,469	11,585	11,722	11,907	12,072	12,227	12,344	12,474	12,585
総人口に占める割合	28.9	28.9	29.4	30.2	31.0	31.2	32.1	33.1	33.9	35.0	36.0

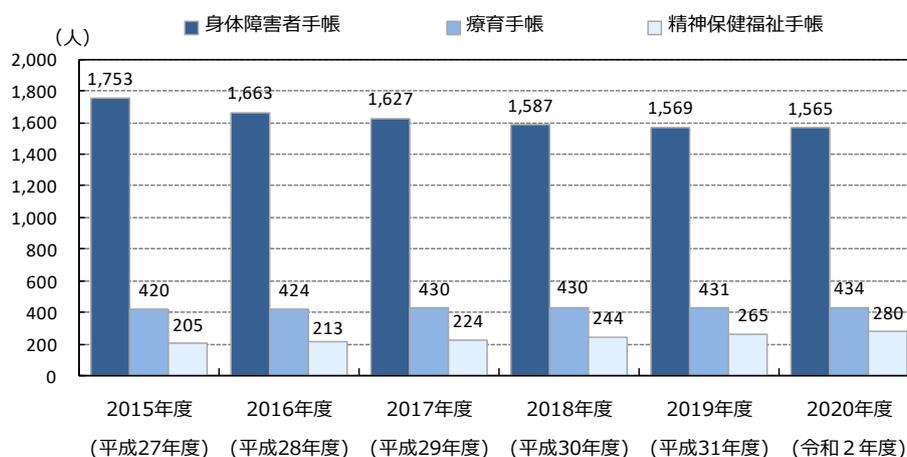
資料：福島県現住人口調査／各年10月1日現在

2 障害のある方の推移

2020（令和2）年度の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の各手帳所持者の総数は2,279人で、この6年間はほぼ横ばいで推移しています。

しかしながら、精神障害者保健福祉手帳所持者が急激に増加していることに加え、自立支援医療（精神通院医療）受給者数も増加を続けています。これは本市のみならず、県全体においても同じ状況であることがうかがえます。

〈田村市内の手帳所持者数の推移〉

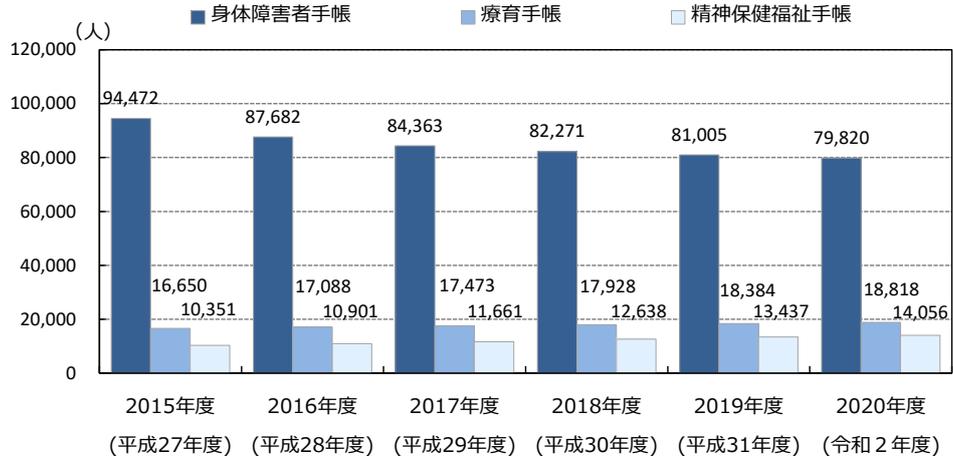


単位：人

区分・年度	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (令和2年度)
身体障害者手帳所持者数	1,753	1,663	1,627	1,587	1,569	1,565
療育手帳所持者数	420	424	430	430	431	434
精神障害者保健福祉手帳 所持者数	205	213	224	244	265	280
総数	2,378	2,300	2,281	2,261	2,265	2,279
自立支援医療（精神通院 医療）受給者数	569	604	636	648	683	708

各年度4月1日現在

〈福島県内の手帳所持者数の推移〉



単位：人

区分・年度	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (令和2年度)
身体障害者手帳所持者数	94,472	87,682	84,363	82,271	81,005	79,820
療育手帳所持者数	16,650	17,088	17,473	17,928	18,384	18,818
精神障害者保健福祉手帳 所持者数	10,351	10,901	11,661	12,638	13,437	14,056
総数	121,473	115,671	113,497	112,837	112,826	112,694
自立支援医療（精神通院 医療）受給者数	22,822	24,025	24,689	26,157	27,811	27,787

資料：福島県障がい者総合福祉センター業務概要、精神保健福祉関係職員基礎研修資料／各年度4月1日現在

3 身体障害者手帳所持者の推移

(1) 年齢別・障害別身体障害者手帳所持者数

この6年間で18歳未満の身体障害者手帳所持者数は1人増加したものの、18歳以上65歳未満では468人から406人と62人（13.2%）減少、65歳以上では1,264人から1,137人と127人（10.0%）減少しています。

また、2020（令和2）年度の身体障害者全体に占める65歳以上の割合は72.7%、1,137人にのぼり、年次進行によって障害のある方が高齢になるとともに、高齢者が疾病等によって新たに障害者となるケースが増加していることもあり、年々身体障害者の高齢化が進んでいます。

障害別にみると、2020（令和2）年度で最も多いのは肢体不自由の814人で全体の52.0%を占めています。次いで内部障害が483人で30.9%となっています。

〈年齢別身体障害者手帳所持者数の推移〉

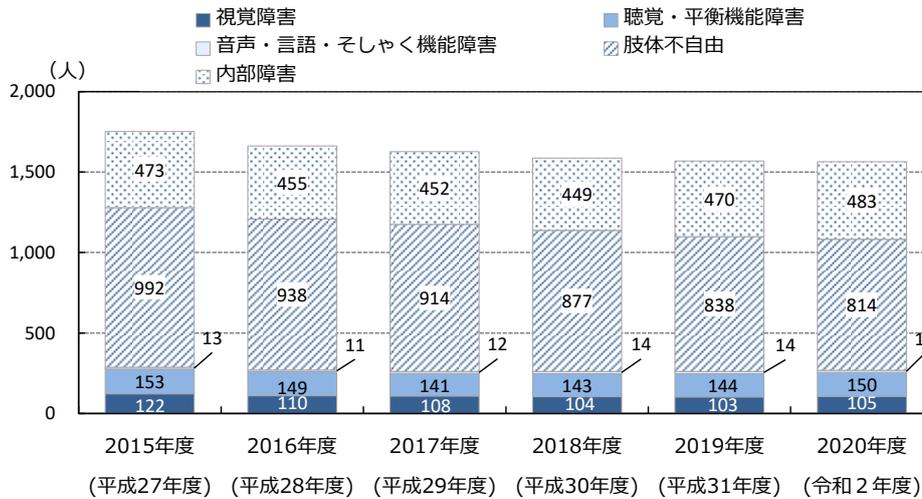


単位：人

区分・年度	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (令和2年度)
18歳未満	21	20	21	21	20	22
18～65歳未満	468	456	478	452	395	406
65歳以上	1,264	1,187	1,128	1,114	1,154	1,137
合計	1,753	1,663	1,627	1,587	1,569	1,565

各年度4月1日現在

〈障害別身体障害者手帳所持者数の推移〉



単位：人

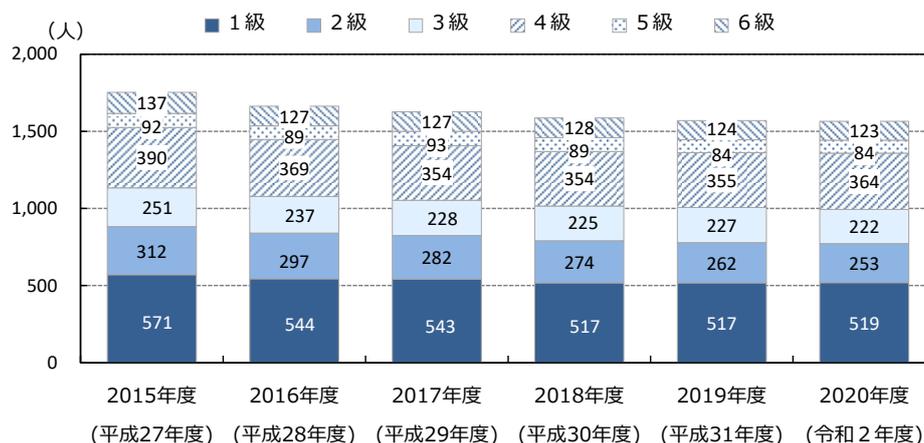
区分・年度	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (令和2年度)
視覚障害	122	110	108	104	103	105
聴覚・平衡機能障害	153	149	141	143	144	150
音声・言語・そしゃく機能障害	13	11	12	14	14	13
肢体不自由	992	938	914	877	838	814
内部障害	473	455	452	449	470	483
合計	1,753	1,663	1,627	1,587	1,569	1,565

各年度4月1日現在

(2) 障害別・等級別身体障害者手帳所持者数

2020（令和2）年度の身体障害者手帳所持者数を等級別にみると、重度障害者である1級と2級の所持者が合わせて772人と全体の49.3%にのぼります。

〈等級別身体障害者手帳所持者数の推移〉



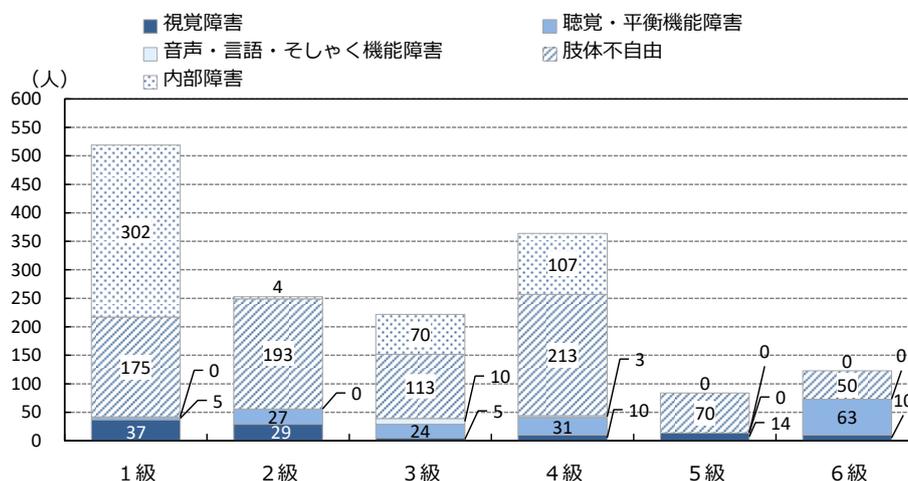
単位：人

区分・年度	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (令和2年度)
1級	571	544	543	517	517	519
2級	312	297	282	274	262	253
3級	251	237	228	225	227	222
4級	390	369	354	354	355	364
5級	92	89	93	89	84	84
6級	137	127	127	128	124	123
合計	1,753	1,663	1,627	1,587	1,569	1,565

各年度4月1日現在

さらに 2020（令和2）年度の手帳所持者を障害別・等級別にみると、重度障害者である1級の所持者は肢体不自由と内部障害に多く見受けられます。

〈障害別・等級別身体障害者手帳所持者数の推移〉



単位：人

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	37	29	5	10	14	10	105
聴覚・平衡機能障害	5	27	24	31	0	63	150
音声・言語・そしゃく機能障害	0	0	10	3	0	0	13
肢体不自由	175	193	113	213	70	50	814
内部障害	302	4	70	107	0	0	483
合計	519	253	222	364	84	123	1,565

2020（令和2）年度4月1日現在

4 療育手帳所持者の推移

(1) 年齢別・等級別療育手帳所持者数

この6年間で療育手帳所持者数は420人から434人と14人(3.3%)増加しています。18歳未満の療育手帳所持者は2015(平成27)年度の61人から2020(令和2)年度は66人と5人(8.2%)増加、18歳以上は2015(平成27)年度の359人から2020(令和2)年度は368人と9人(2.5%)増加しています。

〈年齢別療育手帳所持者数の推移〉



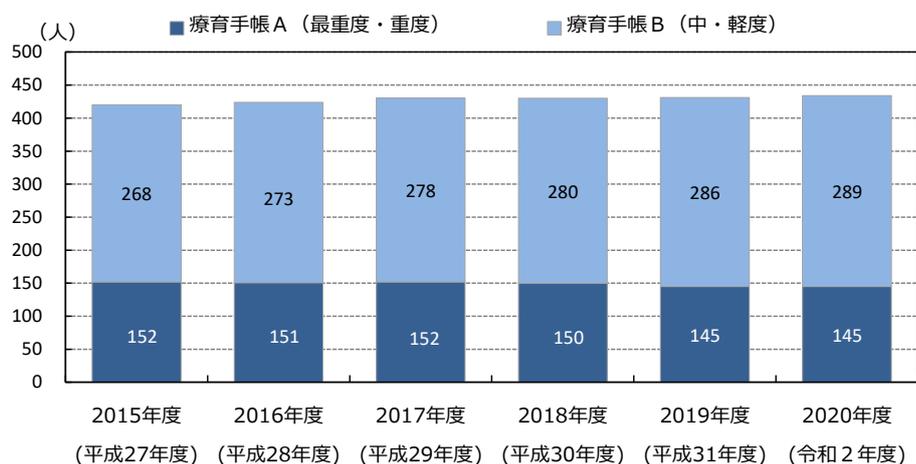
単位：人

項目・年度	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (令和2年度)
18歳未満	61	60	59	59	65	66
18歳以上	359	364	371	371	366	368
合計	420	424	430	430	431	434

各年度4月1日現在

2020（令和2）年度の手帳所持者数を等級別にみると、A（最重度・重度）が145人で33.4%、B（中・軽度）が289人で66.6%となっています。この6年間でB（中・軽度）の割合が増加しています。

〈等級別療育手帳所持者数の推移〉



単位：人

区分・年度	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (令和2年度)
A (最重度・重度)	152	151	152	150	145	145
B (中度・軽度)	268	273	278	280	286	289
合計	420	424	430	430	431	434

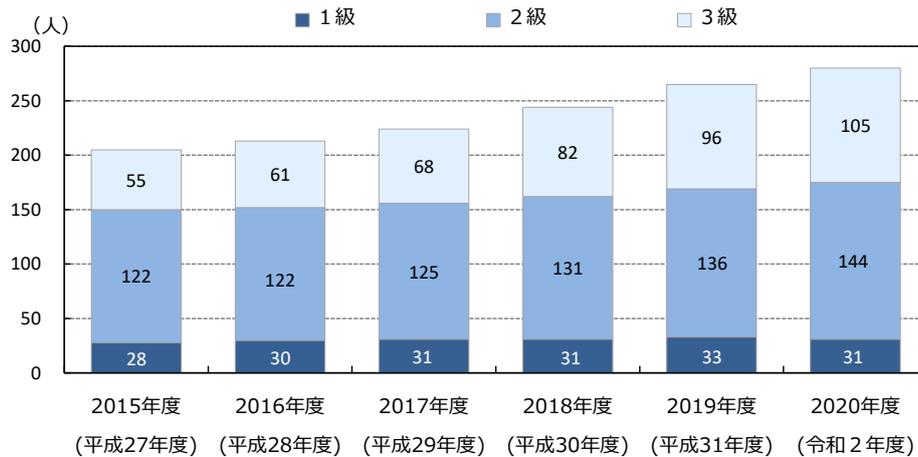
各年度4月1日現在

5 精神障害者の推移

(1) 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

この6年間で精神障害者保健福祉手帳所持者は、205人から280人と75人(36.6%)増加しています。等級別では特に2級及び3級の手帳所持者が増加しています。

〈等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移〉



単位：人

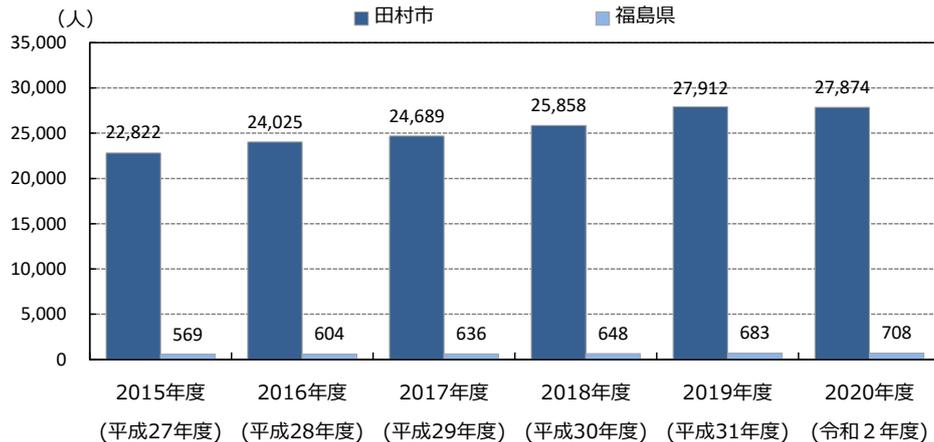
区分・年度	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (令和2年度)
1級	28	30	31	31	33	31
2級	122	122	125	131	136	144
3級	55	61	68	82	96	105
合計	205	213	224	244	265	280

各年度4月1日現在

(2) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数

この6年間で自立支援医療（精神通院医療）受給者は、569人から708人と139人（24.4%）増加しています。県全体では22,822人から27,874人と5,052人、22.1%増加しています。

〈自立支援医療（精神通院医療）受給者数〉



単位：人、%

項目・年度	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (令和2年度)
田村市	569	604	636	648	683	708
福島県	22,822	24,025	24,689	25,858	27,912	27,874
福島県に占める田村市の割合	2.49	2.51	2.58	2.51	2.45	2.54

各年度4月1日現在

〈参考：精神科病院に入院している田村市の住所を有する者〉

入院病院所在県	人数
福島県	3
宮城県	2
山形県	1

2021（令和3）年2月現在

6 障害のある子どもの推移

(1) 身体障害児（18歳未満）の推移

2020（令和2）年度の手帳所持者数は22人で、この6年間はほぼ横ばいで推移しています。このうち等級別では1級が15人、2級が1人で72.7%が重度の身体障害児です。

〈等級別身体障害児の推移〉

単位：人

区分・年度	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (令和2年度)
1級	15	14	14	14	13	15
2級	2	2	2	1	1	1
3級	2	2	2	3	3	3
4級	0	0	1	1	1	1
5級・6級	2	2	2	2	2	2
合計	21	20	21	21	20	22

各年度4月1日現在

(2) 知的障害児（18歳未満）の推移

この6年間では61人から66人と5人増加しています。等級別ではA（最重度・重度）が16人で24.2%、B（中・軽度）が50人で75.8%となっています。

〈等級別知的障害児の推移〉

単位：人

区分・年度	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (令和2年度)
A（最重度・重度）	18	15	17	16	16	16
B（中・軽度）	43	45	42	43	49	50
合計	61	60	59	59	65	66

各年度4月1日現在

(3) 特別支援学級・特別支援学校在籍者数

田村市立小・中学校の2020（令和2）年度における特別支援学級在籍者数は72人で、小学校54人、中学校18人です。

2020（令和2）年度における福島県立特別支援学校在籍者数は、小学部12人、中学部7人、高等部15人となっています。

〈田村市立小・中学校特別支援学級在籍者数〉

単位：人

区分・年度	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (令和2年度)
小学校	37	49	54
中学校	30	21	18
合 計	67	70	72

各年度4月1日現在

〈福島県立特別支援学校在籍者数合計〉

単位：人

区分・年度	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (令和2年度)
小学部	8	11	12
中学部	6	6	7
高等部	9	16	15
合 計	23	33	34

各年度4月1日現在

〈福島県立たむら支援学校在籍者数（知的障害）〉

単位：人

区分・年度	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (令和2年度)
小学部	4	7	10
中学部	3	3	3
高等部	5	11	11
合 計	12	21	24

各年度4月1日現在

〈福島県立あぶくま支援学校在籍者数（知的障害）〉

単位：人

区分・年度	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (令和2年度)
小学部	1	1	1
中学部	0	0	0
高等部	3	2	1
合 計	4	3	2

各年度4月1日現在

〈福島県立郡山支援学校在籍者数（肢体不自由）〉

単位：人

区分・年度	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (令和2年度)
小学部	3	3	1
中学部	3	3	4
高等部	1	3	3
合 計	7	9	8

各年度4月1日現在

(4) 保育所・認定こども園における障害のある入所児数

市内保育所等に在籍する障害のある入所（園）児は、2020（令和2）年度は3歳未満児が1人、3歳児が8人、4歳児以上が13人で、合計22人となっています。

〈保育所・認定こども園における障害のある入所児数の推移〉

単位：人

年度・区分		3歳未満児	3歳児	4歳児以上	計
2017年度 (平成29年度)	在籍児数	242	183	296	721
	在籍障害児数	2	10	8	20
	加配保育士数	2	6	4	12
2018年度 (平成30年度)	在籍児数	238	224	284	746
	在籍障害児数	0	9	10	19
	加配保育士数	0	3	6	9
2019年度 (平成31年度)	在籍児数	229	209	289	727
	在籍障害児数	2	10	11	23
	加配保育士数	0	2	4	6
2020年度 (令和2年度)	在籍児数	205	187	298	690
	在籍障害児数	1	8	13	22
	加配保育士数	1	3	3	7

※加配保育士は、障害のある児童を担当するために通常の保育士に加えて配置された保育士です。

各年度4月1日現在

(5) 幼稚園における障害のある園児数

市立幼稚園に在籍する障害のある園児は、2020（令和2）年度は4歳児が4人、5歳児が4人で、合計8人となっています。

〈市立幼稚園における障害のある園児数の推移〉

単位：人

年度・区分		4歳児	5歳児	計
2017年度 (平成29年度)	在籍児数	105	101	206
	在籍障害児数	4	1	5
	特別支援員数	3	1	4
2018年度 (平成30年度)	在籍児数	103	105	208
	在籍障害児数	3	4	7
	特別支援員数	2	2	4
2019年度 (平成31年度)	在籍児数	98	108	206
	在籍障害児数	2	5	7
	特別支援員数	3	2	5
2020年度 (令和2年度)	在籍児数	92	105	197
	在籍障害児数	4	4	8
	特別支援員数	4	3	7

※特別支援員は、障害のある児童を支援するために通常の教諭に加えて配置された職員です。

各年度4月1日現在

7 障害のある方の雇用の状況

郡山公共職業安定所管内の2019（令和元）年度の民間企業における障害のある方の雇用状況は、就労している障害のある方が1,664人、実雇用率が2.09%となっています。

また、民間企業に就労している障害のある方の数は、この4年間で205人増加していますが、従業員規模が1,000人未満の企業における実雇用率では全国平均を下回っています。

〈民間企業における障害のある方の雇用状況〉

年度・項目		企業数（社）	算定常用 労働者数（人）	障害の ある方（人）	実雇用率 （%）	雇用率 未達成の割合 （%）
全国	2016年度 （平成28年度）	89,359	24,650,200.5	474,374.0	1.92	51.2
	2017年度 （平成29年度）	91,024	25,204,720.0	495,795.0	1.97	50.0
	2018年度 （平成30年度）	100,586	26,104,834.5	534,769.5	2.05	54.1
	2019年度 （令和元年度）	101,889	26,588,858.0	560,608.5	2.11	52.0
福島県	2016年度 （平成28年度）	1,319	234,638.5	4,456.0	1.90	46.4
	2017年度 （平成29年度）	1,326	237,544.0	4,623.0	1.95	44.3
	2018年度 （平成30年度）	1,425	242,103.0	4,949.5	2.04	46.9
	2019年度 （令和元年度）	1,464	243,013.0	5,126.0	2.11	45.3
管内	2016年度 （平成28年度）	310	77,458.0	1,459.0	1.88	52.9
	2017年度 （平成29年度）	306	78,308.0	1,524.0	1.95	50.3
	2018年度 （平成30年度）	325	78,246.0	1,588.0	2.03	58.2
	2019年度 （令和元年度）	341	79,745.0	1,664.0	2.09	52.8

資料：郡山職業安定所／各年6月1日現在

〈年度別・規模別障害者実雇用率の推移〉

単位：％

区分・年度		2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
従業員規模 50～99人	全国	1.55	1.60	1.68	1.71
	福島県	1.42	1.43	1.48	1.59
	管内	1.19	1.16	1.13	1.24
従業員規模 100～299人	全国	1.74	1.81	1.91	1.97
	福島県	1.87	1.89	2.08	2.14
	管内	1.63	1.66	1.83	1.95
従業員規模 300～499人	全国	1.82	1.82	1.90	1.98
	福島県	1.87	1.88	1.98	1.98
	管内	1.67	1.68	1.76	1.82
従業員規模 500～999人	全国	1.93	1.97	2.05	2.11
	福島県	2.05	2.16	2.17	2.26
	管内	1.94	2.02	2.01	1.95
従業員規模 1,000人以上	全国	2.12	2.16	2.25	2.31
	福島県	2.26	2.35	2.47	2.53
	管内	2.27	2.37	2.49	2.55
計	全国	1.92	1.97	2.05	2.11
	福島県	1.90	1.95	2.04	2.11
	管内	1.88	1.95	2.03	2.09

資料：郡山職業安定所／各年6月1日現在

〈障害種別の雇用状況〉

単位：％

区分・年度		2017年度 (平成29年度)	2019年度 (令和元年度)
身体障害	身体障害者	25.5	22.9
	身体障害者（短時間）	5.1	5.3
	重度身体障害者	16.6	16.2
	重度身体障害者（短時間）	4.4	3.8
知的障害	知的障害者	17.9	18.3
	知的障害者（短時間）	11.4	11.8
	重度知的障害者	2.0	2.2
	重度知的障害者（短時間）	1.1	0.9
精神障害	精神障害者	9.1	10.3
	精神障害者（短時間）	6.8	8.3

資料：郡山職業安定所／各年6月1日現在

8 ニーズ調査の分析

田村市では、より良い障害者福祉を目指すべく、現行の「第5期田村市障害福祉計画」「第1期田村市障害児福祉計画」の内容を見直し、新たな計画を策定するための基礎資料として、障害者福祉に関するニーズ調査を実施しました。

(1) 生活と福祉に関するニーズ調査（障害のある方向け）

① 調査概要

第5期障害福祉計画策定にあたり、障害者の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意向などを把握し、計画策定や施策の推進に役立てるためにニーズ調査を実施しました。

<調査概要>

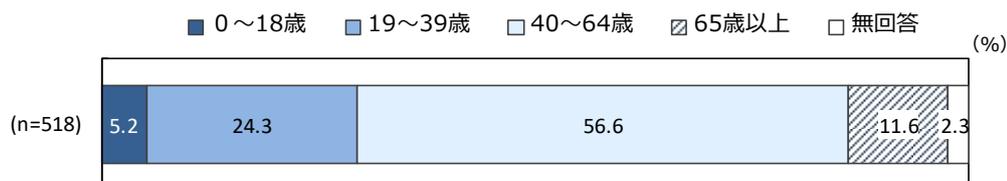
項目	内容
調査対象	2017（平成29）年8月1日現在、田村市内に住所を有する身体障害者手帳（1～3級：65歳未満、4～6級：70歳未満）、療育手帳（70歳未満）、精神障害者保健福祉手帳（70歳未満）及び自立支援医療（精神通院医療）の受給者証を所持している方
調査数	1,196人
調査方法	郵送によるニーズ調査票の発送・回収（無記名回答）
調査実施期間	2017（平成29）年8月28日～9月15日 ※第5期障害福祉計画策定時に実施
有効回収数	518人（43.3%）

② 調査結果

ア 調査回答者の年齢

調査対象者の年齢については、「40～64歳」（56.6%）が最も多く、次いで「19～39歳」（24.3%）、「65歳以上」（11.6%）となっています。

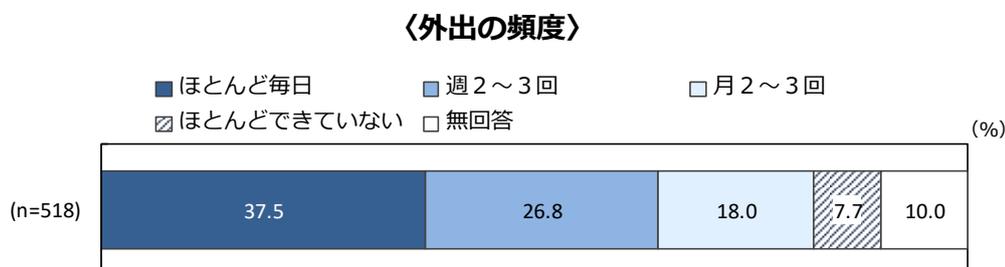
<年齢>



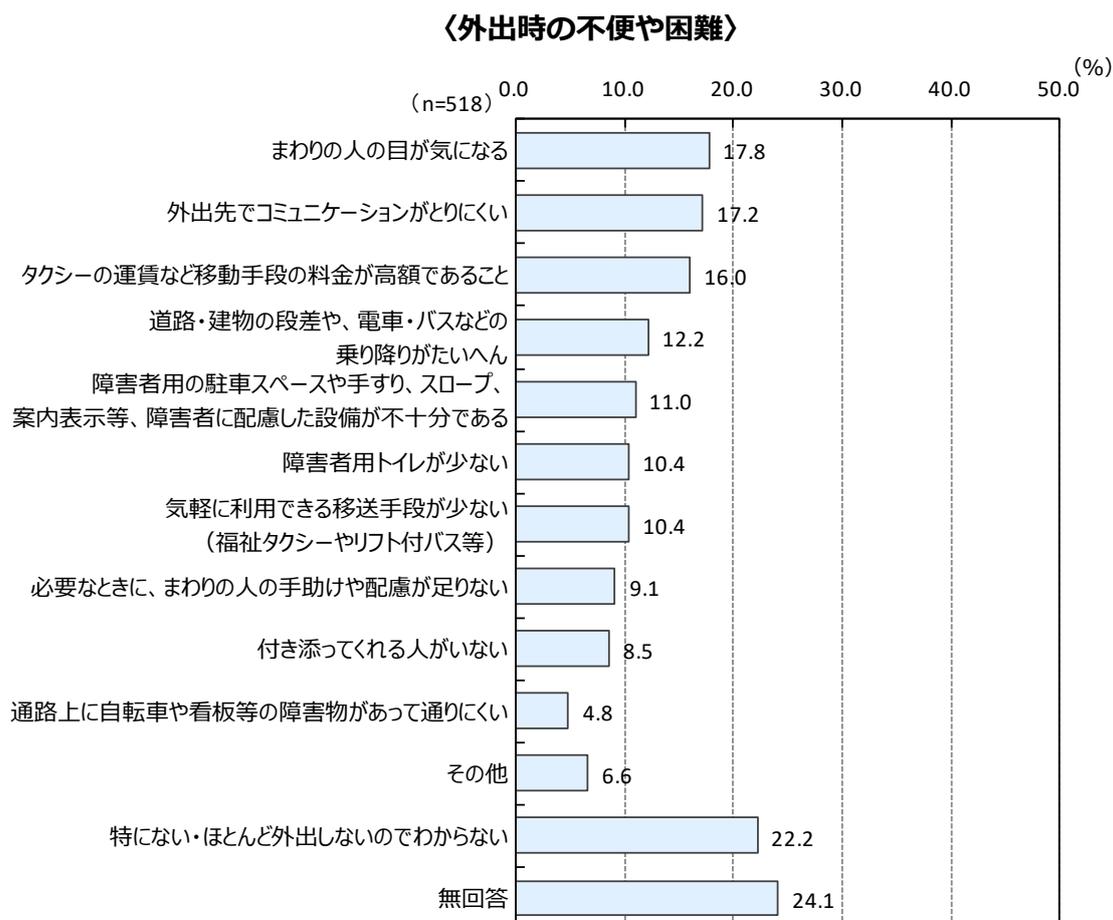
※グラフ中に表記されている「n」は比率算出の基数であり、100.0%が何人の回答に相当するかを表しています（以降のグラフも同様）

イ 外出について

外出の頻度については、「ほとんど毎日」が37.5%と最も多く、「週2～3回」が26.8%であり、週に2回以上外出している人が6割以上を占めています。



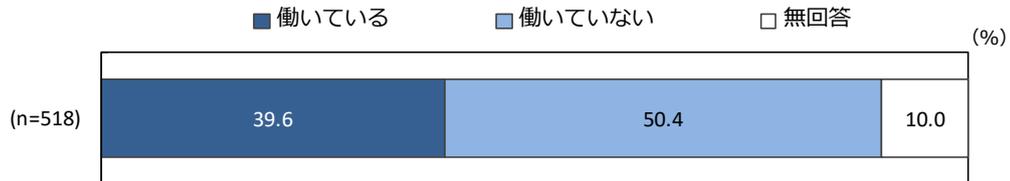
外出時の不便や困難については、「まわりの人の目が気になる」、「外出先でコミュニケーションがとりにくい」が多くなっています。一方、「特にない・ほとんど外出しないのでわからない」も全体の約2割と多くみられます。



ウ 就学・就労状況について

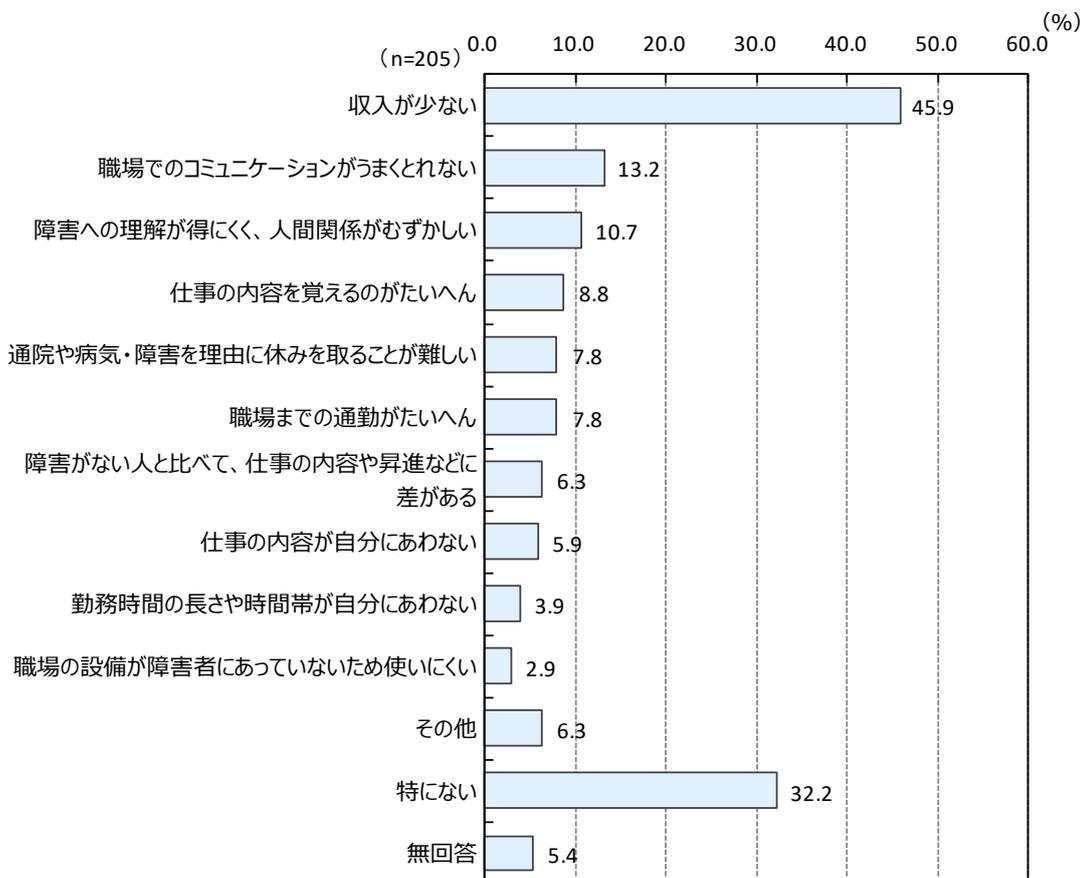
現在の就労状況をみると、「働いている」が39.6%、「働いていない」は50.4%となっています。

〈現在の就労状況〉



就労に関する悩みについては、「収入が少ない」が45.9%と最も多くなっています。また、「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」、「障害への理解が得にくく、人間関係がむずかしい」など、人間関係やコミュニケーションに関する悩みもやや多くなっています。

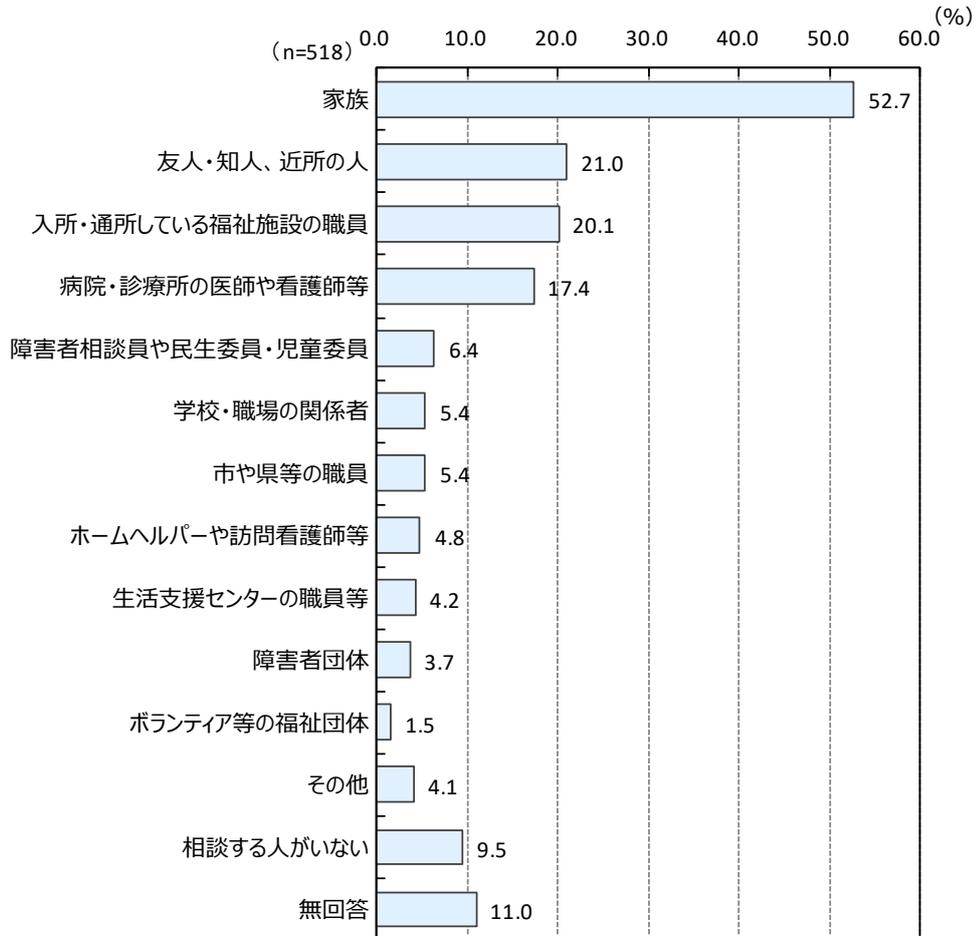
〈就労に関する悩み〉



エ 現在の生活の中で困っていること、将来に対する不安・悩みについて

困っていることや将来に対する不安・悩みの相談先については、「家族」が52.7%と最も多く、次いで「友人・知人、近所の人」（21.0%）、「入所・通所している福祉施設の職員」（20.1%）となっています。

〈生活の中で困っていること、不安・悩みの相談先〉

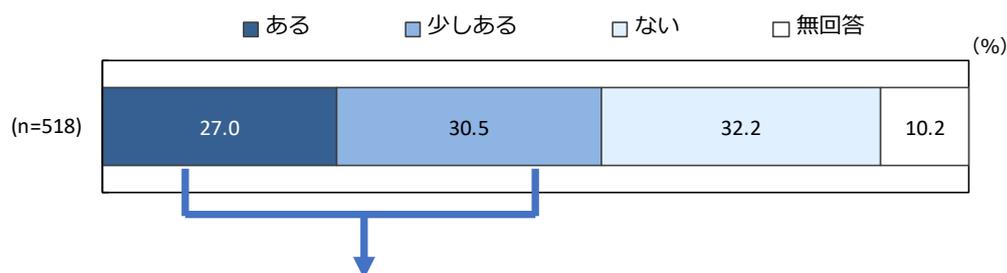


オ 障害のある方の権利擁護について

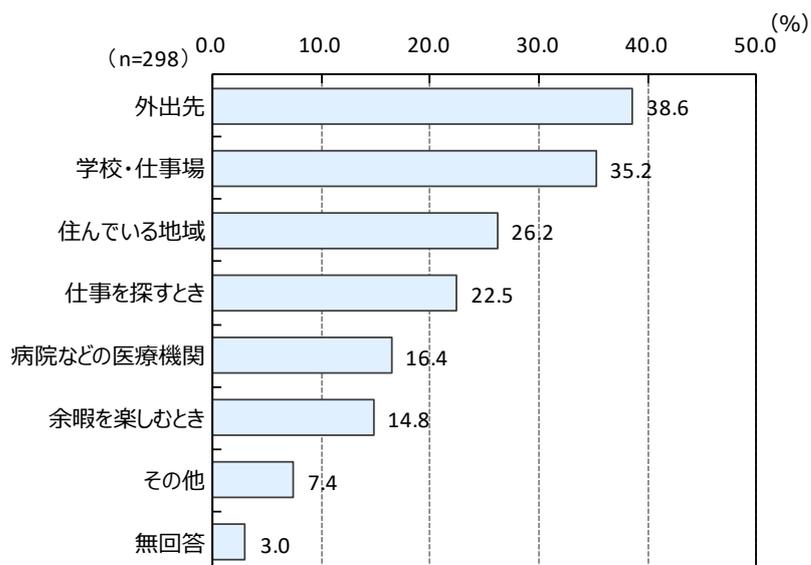
差別やいやな思いをした経験については、「ある」方が27.0%、「少しある」方が30.5%となり、差別やいやな思いをしたことがある方が過半数となっています。

差別やいやな思いをした場所については、「外出先」が38.6%と最も多く、次いで「学校・仕事場」(35.2%)、「住んでいる地域」(26.2%)となっています。

〈差別やいやな思いをした経験〉



〈差別やいやな思いをした場所〉

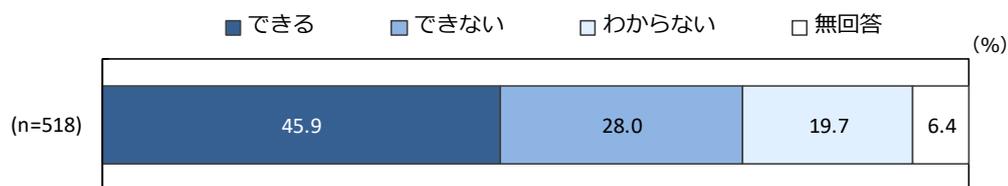


カ 災害対応について

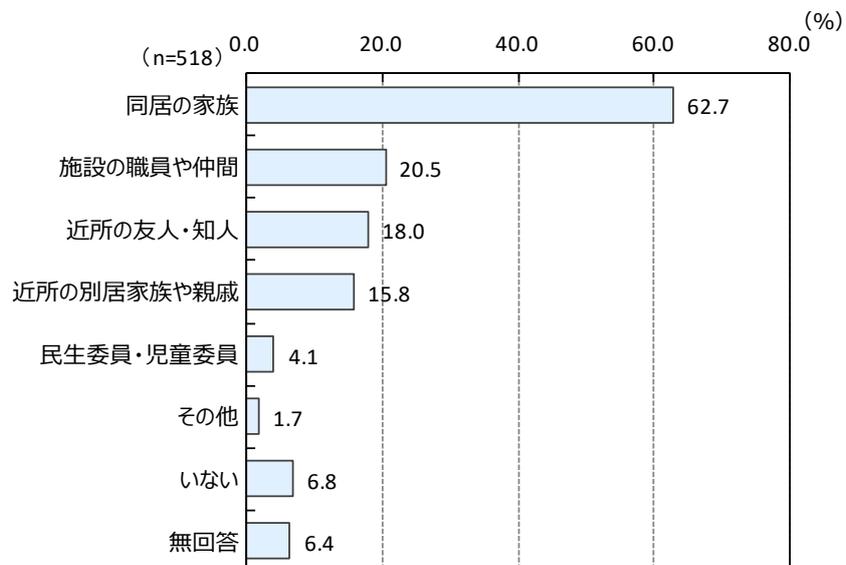
災害時に一人で避難できるかについては、「できる」が45.9%と、自力避難が可能な人は半数以下となっています。

災害時に頼れる人については、「同居の家族」が62.7%と最も多く、次いで「施設の職員や仲間」(20.5%)、「近所の友人・知人」(18.0%)、「近所の別居家族や親戚」(15.8%)となっています。一方、「いない」との回答も6.8%となっています。

〈災害時に一人で避難できるか〉

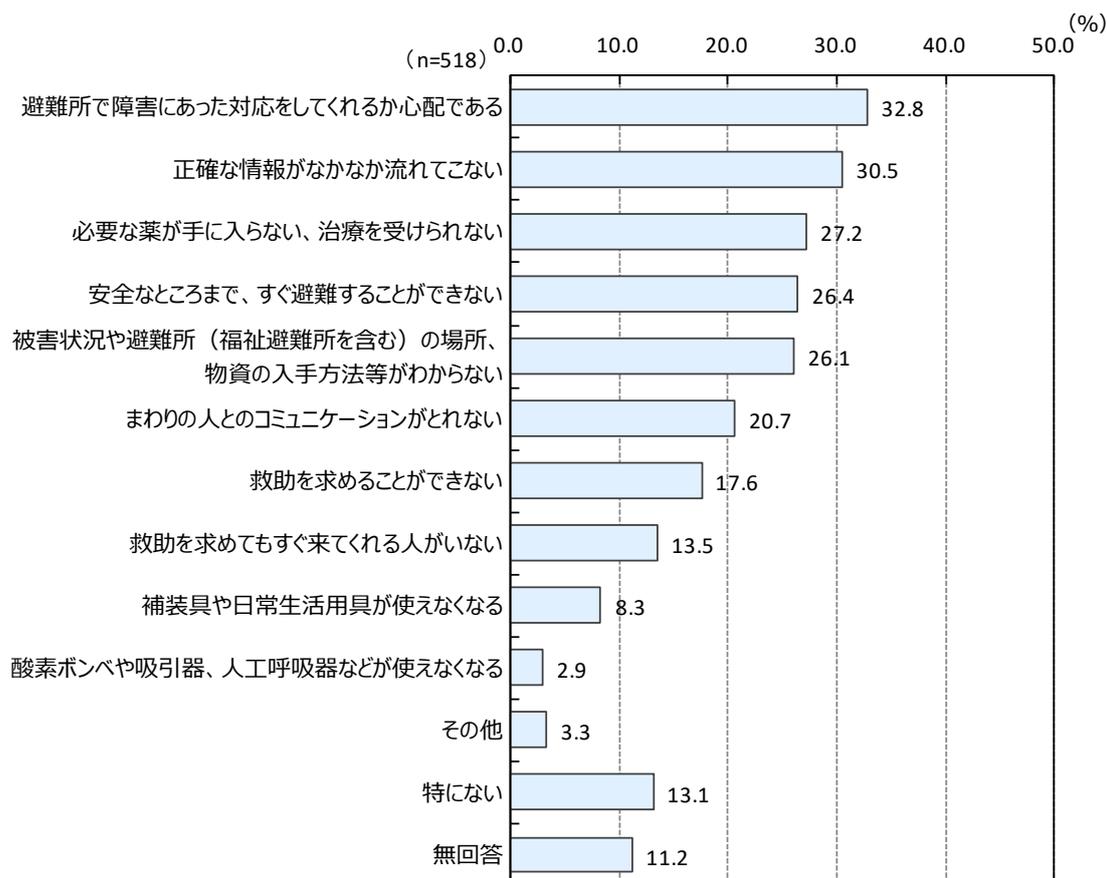


〈災害時に頼れる人〉



災害時に心配なことについては、「避難所で障害にあった対応をしてくれるか心配である」が 32.8%と最も多く、次いで「正確な情報がなかなか流れてこない」(30.5%)、「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」(27.2%)となっています。

〈災害時に心配なこと〉

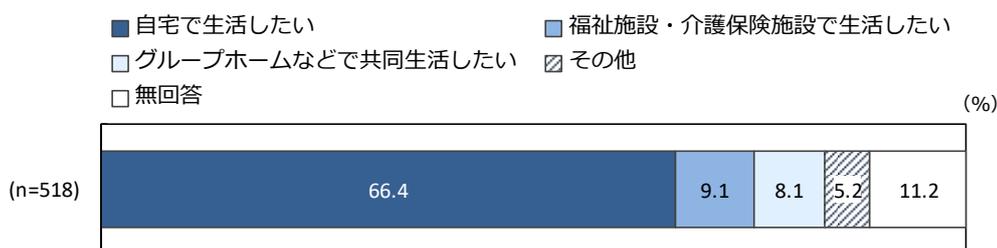


キ 将来の生活の場所の意向

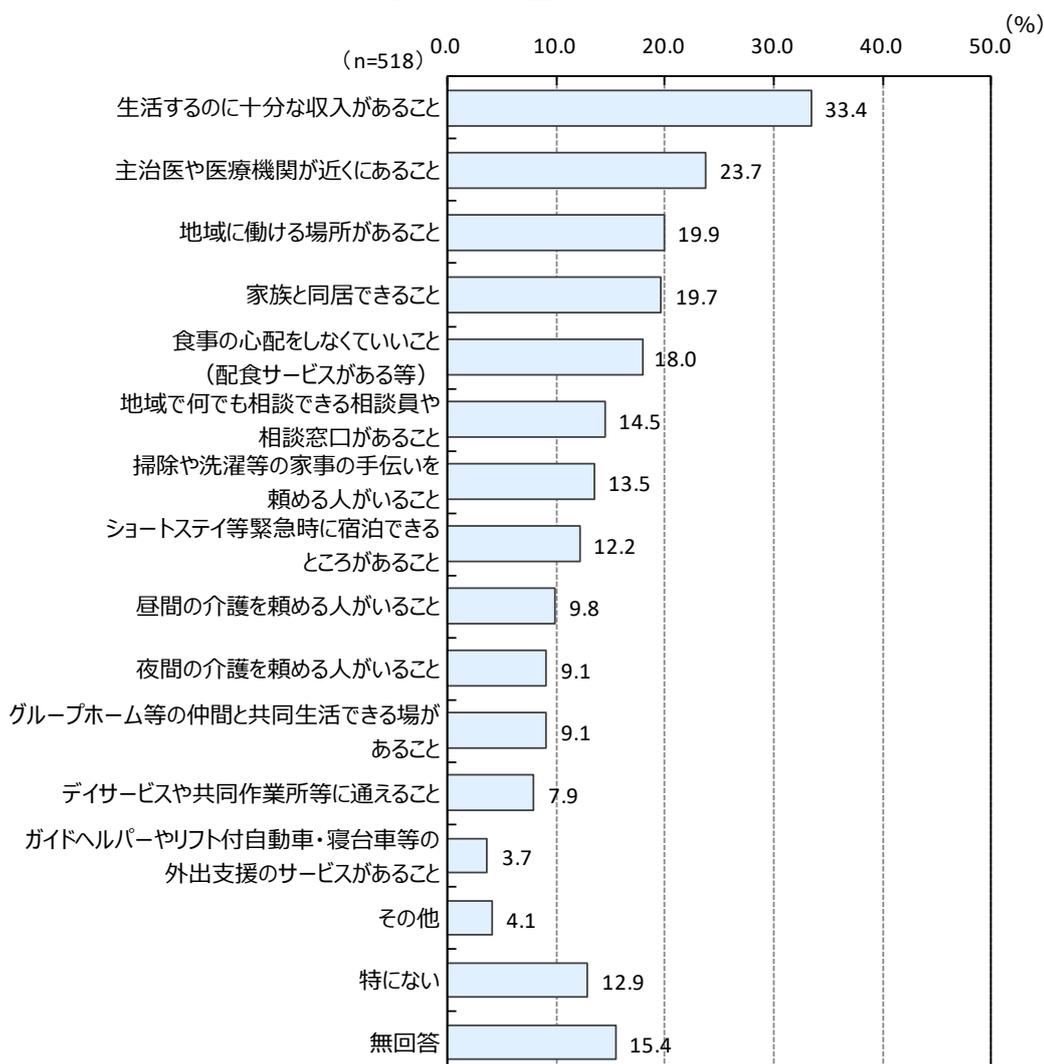
将来希望する生活場所については、6割以上が「自宅で生活したい」と回答しています。「グループホームなどで共同生活したい」を含めると、全体の7割以上が地域での生活を希望していることがわかります。

自宅や地域で生活するための条件については、「生活するのに十分な収入があること」、「地域に働ける場所があること」など、就労や経済的な条件についての回答が多くなっています。

〈将来希望する生活場所〉



〈自宅や地域で生活できる条件〉



(2) 障害福祉サービス事業者向け調査

① 調査概要

市内で障害福祉サービスを提供する事業者を対象に、事業状況や今後の事業展開に関するアンケート調査を実施し、その結果を計画策定に反映しました。

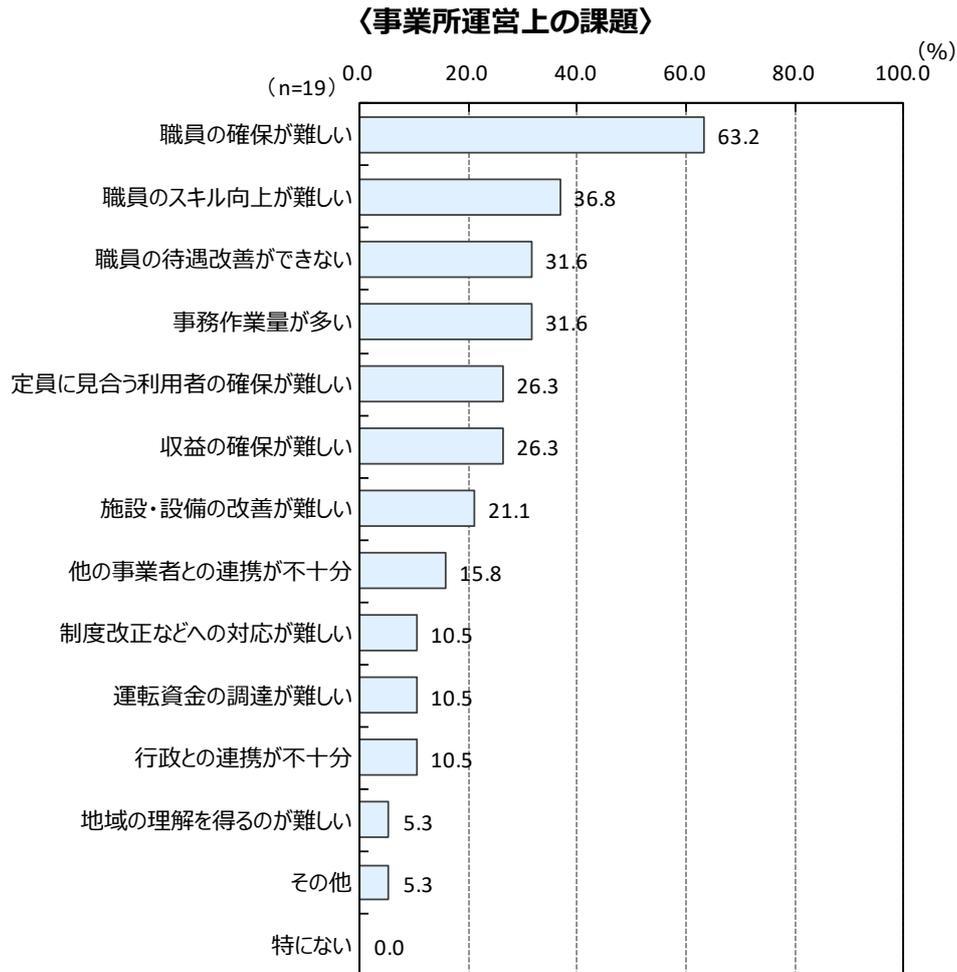
<調査実施概要>

項目	内容
調査対象者	2020（令和2）年12月1日現在、田村市内で障害福祉サービスを提供する事業者
調査数	23 か所
調査方法	郵送による調査票の発送・回収
調査時期	2020（令和2）年12月8日～12月22日
有効回収数	19社（82.6%）から29サービスについて回答 ※1事業者で複数サービスを提供している場合、それぞれについて回答

② 調査結果

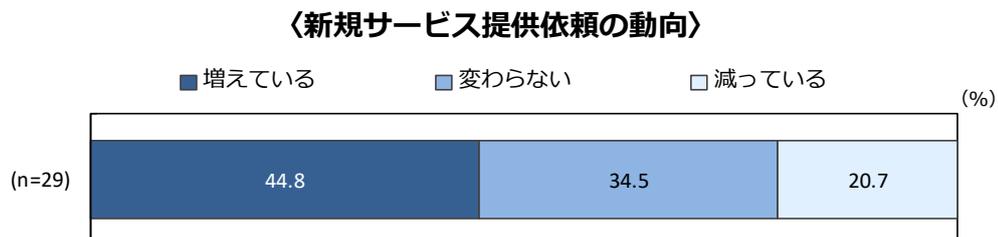
ア 事業所運営上の課題

事業所運営の課題については、6割以上の事業所が「職員の確保が難しい」と回答しています。また、関連して「職員のスキル向上が難しい」、「職員の待遇改善ができない」、「事務作業量が多い」といった課題も多くなっています。



イ 新規サービス提供依頼の動向

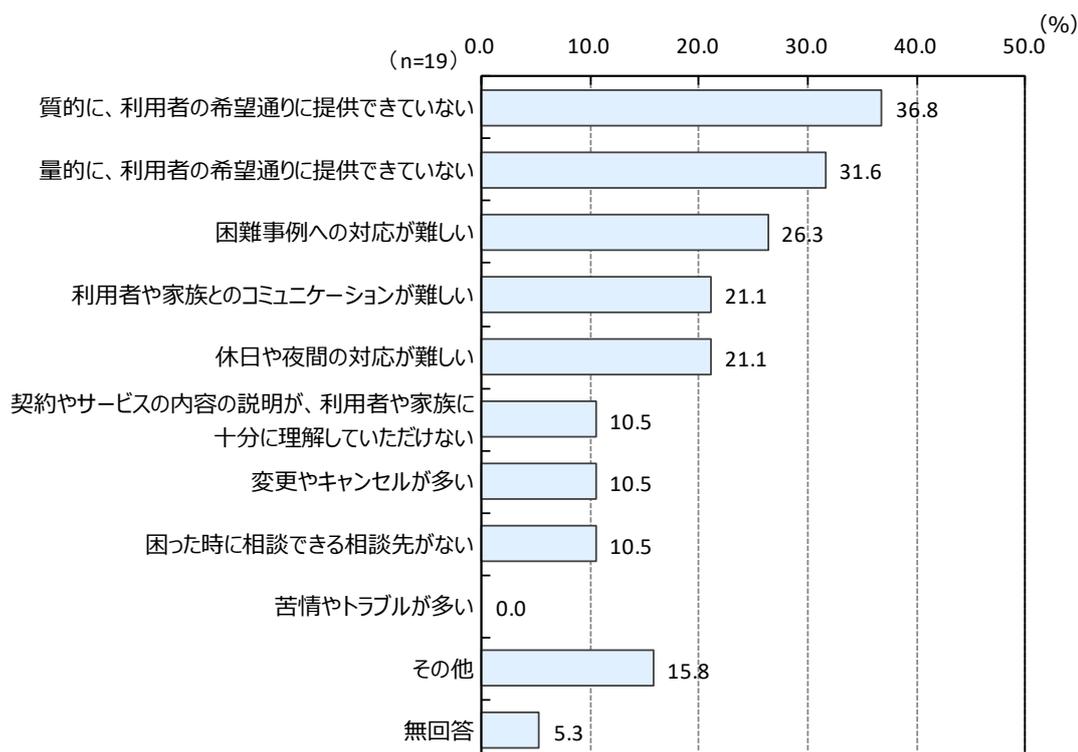
新規サービス提供依頼の動向については、「増えている」が44.8%となり、「減っている」は20.7%となっています。



ウ サービス提供上の課題

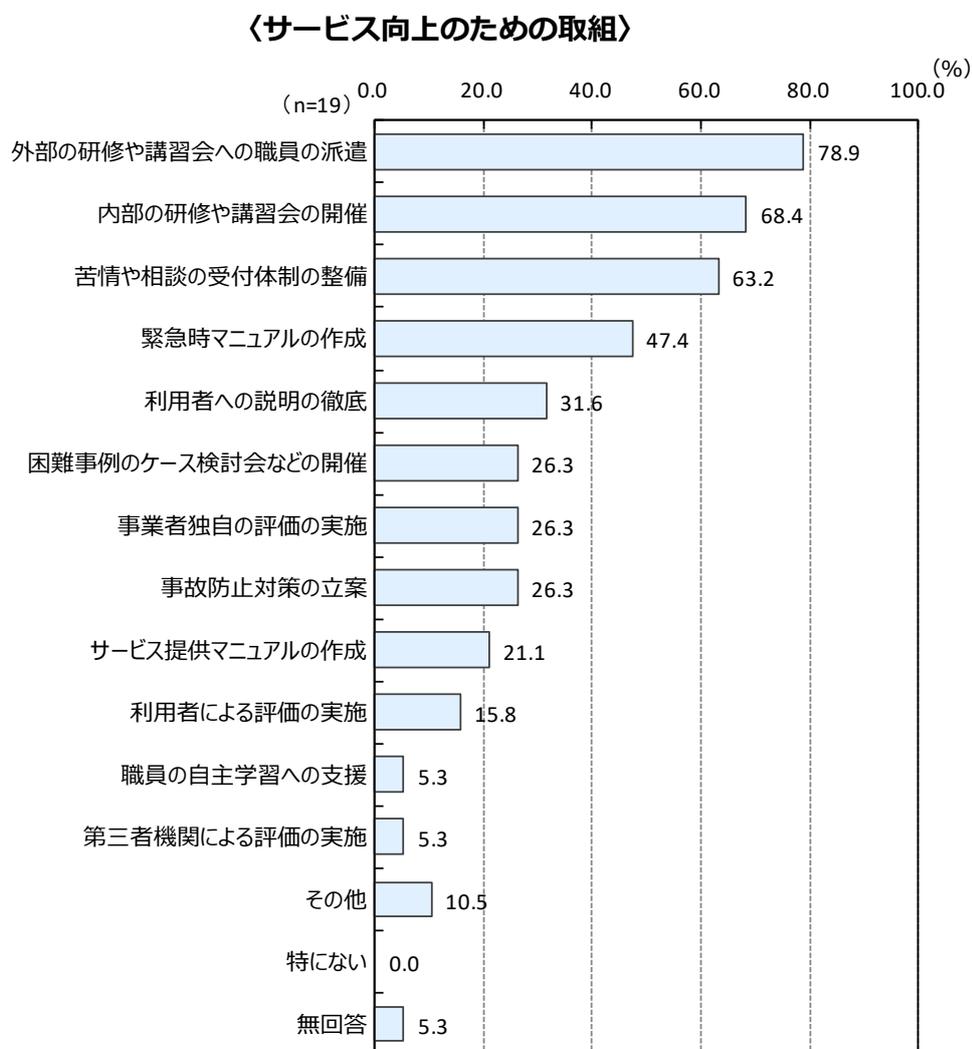
サービス提供上の課題については、「質的に、利用者の希望通りに提供できていない」（36.8%）、「量的に、利用者の希望通りに提供できていない」（31.6%）が多く、質・量の両面で、利用者の希望に沿ったサービスの提供が十分になされていないことがうかがえます。

〈サービス提供上の課題〉



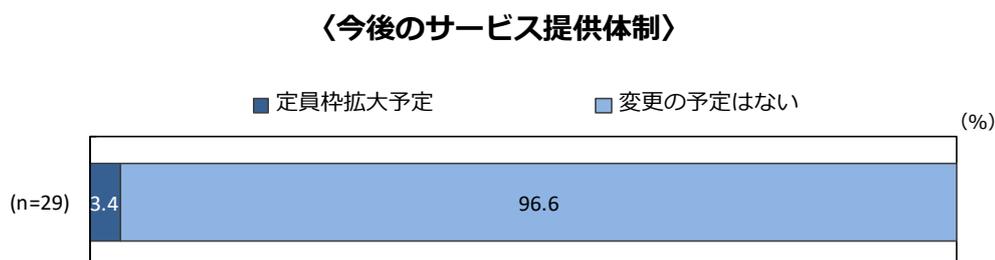
エ サービス向上のための取組

サービス向上のための取組については、「外部の研修や講習会への職員の派遣」が78.9%と最も多く、次いで「内部の研修や講習会の開催」（68.4%）、「苦情や相談の受付体制の整備」（63.2%）となっています。



オ 今後のサービス提供体制

今後のサービス提供体制については、「変更の予定はない」事業者が9割以上を占めています。

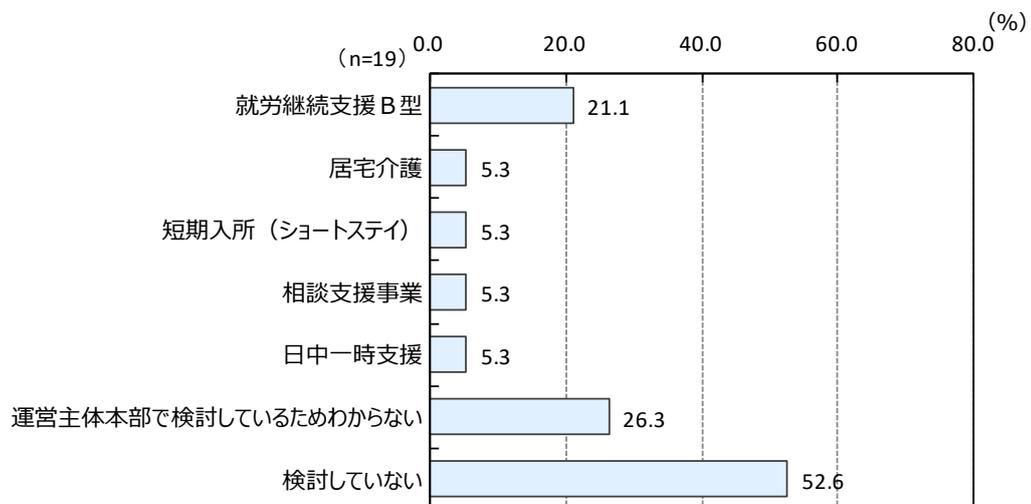


カ 障害福祉サービスの新規参入について

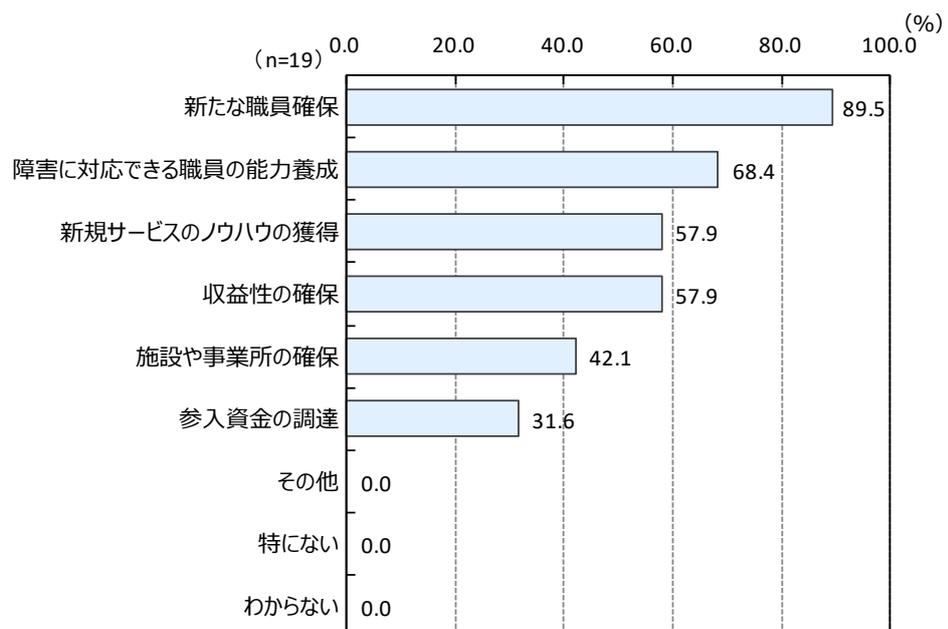
新規参入を検討している障害福祉サービスについては、「就労継続支援B型」が21.1%と最も多くなっていますが、事業所の過半数が新規参入は「検討していない」と回答しています。

新規参入にあたっての課題としては、「新たな職員確保」が89.5%と最も多く、次いで「障害に対応できる職員の能力養成」(68.4%)、「新規サービスのノウハウの獲得」「収益性の確保」(ともに57.9%)となっています。

〈新規参入を検討している障害福祉サービス〉



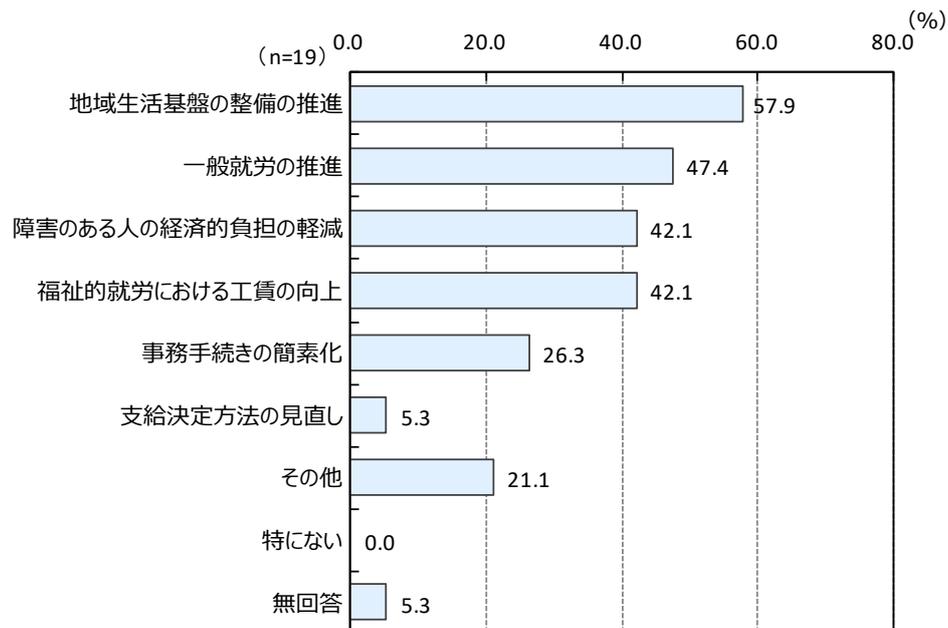
〈新規参入にあたっての課題〉



キ 今後の障害福祉施策に期待すること

今後の障害福祉施策に期待することについては、「地域生活基盤の整備の推進」(57.9%)が最も多く、次いで「一般就労の推進」(47.4%)、「障害のある人の経済的負担の軽減」「福祉的就労における工賃の向上」(ともに42.1%)となっています。

〈今後の障害福祉施策に期待すること〉



第3章

障害福祉計画

・障害児福祉計画

第3章 障害福祉計画・障害児福祉計画

1 障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定にあたって

障害福祉計画及び障害児福祉計画では、障害のある方・子どもに関する福祉サービス（障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業、並びに児童福祉法に基づく障害児通所支援等）の種類ごとの必要な量の見込みなど具体的な数値目標等を定めています。サービスの体系は下記の通りです。

障害福祉サービス	<訪問系サービス>	<日中活動系サービス>	<居住系サービス>
	介護給付 <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護（ホームヘルプ） ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護 ・療養介護 ・短期入所（ショートステイ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所支援
	訓練等給付	<ul style="list-style-type: none"> ・自立訓練（機能訓練） ・自立訓練（生活訓練） ・就労移行支援 ・就労継続支援 A 型 ・就労継続支援 B 型 ・就労定着支援 ・宿泊型自立訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立生活援助 ・共同生活援助（グループホーム）
相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援 			
障害児通所支援等	障害児通所支援 <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・居宅訪問型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援 	障害児相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・障害児相談支援 	
	必須事業 <ul style="list-style-type: none"> ・理解促進研修・啓発事業 ・自発的活動支援事業 ・相談支援事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・成年後見制度法人後見支援事業 ・意思疎通支援事業 ・日常生活用具給付等事業 ・手話奉仕員養成研修事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センター事業 	任意事業 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問入浴サービス事業 ・更生訓練費給付事業 ・日中一時支援事業 ・ｽﾍﾟｰｽ・ﾚｸﾞﾚｰｼｮﾝ教室開催等事業 ・自動車運転免許取得・改造助成事業 ・意思疎通支援広域派遣推進事業 	
地域生活支援事業			

2 2023（令和5）年度の成果目標の設定

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行

2020（令和2）年度末における地域生活移行者数の目標値は6人でしたが、実績値は1人となりました。加えて、施設入所者数の削減見込の実績値も0人となり、地域生活への移行が進んでいない状況です。利用者及び介護家族の高齢化などが主な原因と考えられ、施設入所ニーズがむしろ高まっていることが考えられます。

地域生活への移行を進める観点から、現行体系で福祉施設に入所している障害のある方について、2023（令和5）年度までにグループホームや一般住宅等に移行する方の数値目標を設定します。

■ 国の基本指針

①施設入所者の地域生活への移行

⇒2019（令和元）年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活に移行

②施設入所者数の削減

⇒2023（令和5）年度末の施設入所者数を2019（令和元）年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減

■ 第5期計画実績値

	目標値	実績値	達成率	備考
施設入所者数	89人	90人	98.9%	入所者数は削減目標値であるため、目標値を実績値で除して達成率を算出 [※]
【目標値】 地域生活移行者数	6人	1人	16.7%	
【目標値】 削減見込	2人	0人	0.0%	

※施設入所者数は、実績値が目標値を下回る場合に目標達成となることに留意
※実績値は2021（令和3）年1月末時点の数値

■ 第6期計画目標値

	目標値	考え方
施設入所者数	95人	2019（令和元）年度末の全施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数	6人	施設入所からグループホーム等への地域移行者数
【目標値】 削減見込	2人	2023（令和5）年度末時点の削減見込者数

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針では、以下の項目を目標として設定することとしていますが、これらは都道府県が設定する目標のため、本市では設定を行いません。

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、本市では当事者及び保健・医療・福祉の従事者を含む様々な関係者が、重層的な連携による支援体制を構築できるように、保健・医療・福祉関係者による協議の場に関する指標を別途設定します。

■ 国の基本指針 ※都道府県のみ設定

①精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 ⇒2023（令和5）年度における精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とする
②精神病床における1年以上長期入院患者数 ⇒2023（令和5）年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上／65歳未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する
③精神病床における早期退院率 ⇒精神病床における早期退院率に関して、入院後3か月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とする

■ 第5期計画実績値

	目標値	実績値	達成率	備考
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置	設置	—	

■ 第6期計画目標値（活動指標）

	目標値	考え方
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	15人	保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込みを設定
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障害のある方等の自立支援の観点から、地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援の課題に対応したサービス提供体制を整え、障害のある方等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点の充実に努めます。また、その機能充実のため、年1回以上の運用状況の検証や検討について目標値を定めます。

■ 国の基本指針

①2023（令和5）年度末までに、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する

■ 第5期計画実績値

	目標値	実績値	達成率	備考
障害者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点	圏域に1か所	圏域に1か所	-	2020（令和2）年度中に契約締結し、2021（令和3）年度から事業実施

■ 第6期計画目標値

	目標値	考え方
地域生活支援拠点等の整備か所数	1か所	2023（令和5）年度末時点の整備か所数
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けて検証・検討回数	1回	2023（令和5）年度末時点の検証・検討回数

（4）福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて2020（令和2）年度までに一般就労に移行する方については、目標値は1人でしたが実績値は2人という結果になりました。障害のある方の一般就労について事業所の理解を深め、障害のある方にあった職種を見出すことなどが重要です。

これらを踏まえ、障害のある方の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めるため、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業や就労継続支援事業（以下「就労移行支援事業等」という。）を通じて、2023（令和5）年度までに一般就労に移行する方の人数の数値目標を設定します。就労定着支援事業については、近隣市町村にある就労定着支援事業所との関係構築を進めるなど広域的な対応を検討します。

■ 国の基本指針

①福祉施設から一般就労への移行

⇒2023（令和5）年度中に、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者を、2019（令和元）年度実績の1.27倍以上へ

うち、就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数：2019（令和元）年度実績の1.30倍以上

就労継続支援A型を通じた一般就労への移行者数：2019（令和元）年度実績の1.26倍以上

就労継続支援B型を通じた一般就労への移行者数：2019（令和元）年度実績の1.23倍以上

②就労定着支援事業利用者の増加

⇒2023（令和5）年度中に、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する

③就労定着支援事業の就労定着率の増加

⇒就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする

■ 第5期計画実績値

	目標値	実績値	達成率	備考
【目標値】 年間一般就労移行者数	1人	2人	200.0%	
【目標値】 就労移行支援事業利用者数	5人	4人	80.0%	
【目標値】 就労移行率が3割以上になる就労移行支援事業所数	0か所	0か所	0.0%	

※実績値は2021（令和3）年1月末時点の数値

■ 第6期計画目標値

【福祉施設から一般就労への移行】

	現状値	目標値	考え方
【目標値】 一般就労移行者数	3人	6人	就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数 ①
【目標値】 就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	1人	0人	①のうち、就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数
【目標値】 就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労移行者数	1人	2人	①のうち、就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労への移行者数
【目標値】 就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労移行者数	1人	4人	①のうち、就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労への移行者数

※現状値は 2019（令和元）年度の数値

【就労定着支援事業利用者の増加】

	現状値	目標値	考え方
【目標値】 一般就労移行者数のうち 就労定着支援事業利用者数	－	1人	①のうち、就労定着支援事業の利用者数

【就労定着支援事業の就労定着率の増加】

	現状値	目標値	考え方
就労定着支援事業所数	－	1か所	
【目標値】 就労定着率が8割以上になる 就労定着支援事業所数	0か所	1か所	就労定着率が8割以上となる就労定着支援事業所数

※現状値は 2019（令和元）年度の数値

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

障害のある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや放課後等デイサービス事業所の設置をはじめとした、障害児支援の提供体制の整備等に関する目標値を定めます。

■ 国の基本指針

①児童発達支援センターの整備 ⇒2023（令和5）年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に1カ所以上設置する
②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 ⇒2023（令和5）年度末までに各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する
③重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備 ⇒2023（令和5）年度末までに各市町村又は各圏域に1カ所以上確保する
④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 ⇒2023（令和5）年度末までに、医療的ケア児支援について、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を各市町村又は各圏域に設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する

■ 第1期計画実績値

	目標値	実績値	達成率	備考
児童発達支援センターの設置数	圏域に1カ所	0カ所	—	
保育所等訪問支援体制の構築	体制確保	体制確保	—	
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	1カ所	0カ所	0.0%	
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス	1カ所	0カ所	0.0%	
関係機関が連携を図るための協議の場	1カ所	1カ所	100.0%	

※実績値は2021（令和3）年1月末時点の数値

■ 第2期計画目標値

【児童発達支援センターの整備】

	目標値	考え方
児童発達支援センター	0カ所	2023（令和5）年度末までの整備カ所数

【保育所等訪問支援を利用できる体制の構築】

	目標値	考え方
保育所等訪問支援事業所	0 か所	2023（令和5）年度末までの整備か所数

【重症心身障害児を支援する事業所の確保】

	目標値	考え方
児童発達支援事業所	0 か所	2023（令和5）年度末までの整備か所数
放課後等デイサービス事業所	0 か所	2023（令和5）年度末までの整備か所数

【医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置】

	目標値	考え方
関係機関の協議の場	1 か所	2023（令和5）年度末までの整備か所数
コーディネーターの配置	0 人	2023（令和5）年度末までの配置数

【発達障害児等に対する支援】（活動指標）【新規】

	目標値	考え方
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	1 人	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の実施状況及び発達障害者等の数を勘案して設定
ペアレントメンターの人数	1 人	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び発達障害者等の数を勘案して設定
ピアサポートの活動への参加人数	1 人	現状のピアサポートの活動状況及び発達障害者等の数を勘案して設定

(6) 相談支援体制の充実・強化等

日常生活の悩みや不安、様々な制度やサービスの利用、障害の種別や各種ニーズに対応できるよう、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた体制等について目標値を定めます。

■ 国の基本指針

①2023（令和5）年度末までに、各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する

■ 第6期計画目標値（活動指標）【新規】

	目標値	考え方
障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援	有	2023（令和5）年度の実施の有無
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	2回	2023（令和5）年度の指導・助言件数
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	1回	2023（令和5）年度の支援件数
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	12回	2023（令和5）年度の実施回数

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

利用者にとって真に必要とされるサービスが提供できるよう、各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有などを事業所に対して働きかけ、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制等について目標値を定めます。

■ 国の基本指針

①2023（令和5）年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する

■ 第6期計画目標値（活動指標）【新規】

	目標値	考え方
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加	5人	2023（令和5）年度の参加人数
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	有	2023（令和5）年度の体制の有無
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有回数	1回	2023（令和5）年度の実施回数

3 障害福祉サービス等の見込量及び確保のための方策

(1) 訪問系サービス

事業名	事業の概要
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者及び重度の知的・精神障害者で常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【現状と課題】

第5期ニーズ調査結果における訪問系サービスの利用希望は、いずれも調査時点の利用率を上回っていましたが、サービス提供事業所が増加していないこと、サービス利用者がグループホーム等の利用に切り替えていること、サービス利用者の高齢化に伴い障害福祉サービスから介護保険サービスに移行していること等の理由により、直近の利用実績は徐々に減少傾向にあります。

しかしながら、ニーズ調査結果では、将来希望する生活の場として6割以上が自宅を希望しており、施設入所者等の地域移行を推進する観点からみても、サービス提供体制の維持が必要となっています。

事業者アンケートの調査結果からは、「職員の確保が難しい」、「職員のスキル向上が難しい」などの課題が挙げられており、サービス提供体制の整備が課題となっています。

なお、本市においては、行動援護、重度障害者等包括支援の利用実績はありません。

【見込量確保のための方策】

障害のある方が日常生活を送るにあたって必要な、調理、掃除、買い物など支援を行う居宅介護のニーズが高くなっています。必要とされるサービス量の確保のため、社会福祉法人等をはじめ、運営主体となる組織への適切な情報提供・働きかけを行い、事業者の参入促進や職員の確保を図ります。また、施設職員等の資質向上のための研修機会の確保等に加え、サービス提供に対するサービス利用者や第三者機関等からの評価を行うなど、サービスの向上に努めます。

■ 利用希望（第5期二一ズ調査結果）

事業名	利用率	利用希望率
居宅介護（ホームヘルプ）	4.1%	14.1%
重度訪問介護	1.6%	10.7%
同行援護	1.0%	7.6%
行動援護	1.9%	12.9%
重度障害者等包括支援	1.9%	8.9%

■ サービス実績値及び見込量

単位 上段：時間／月、下段：人／月

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	2018年度 （平成30年度）	2019年度 （令和元年度）	2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）
居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護	1,118 (48.0%)	1,160 (49.8%)	1,127 (48.4%)	1,201	1,201	1,201
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	35 (47.3%)	31 (41.9%)	45 (60.8%)	35	35	35

2020（令和2）年度は2021（令和3）年1月末現在

※（ ）内数値は計画比

(2) 日中活動系サービス

事業名	事業の概要
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活及び社会生活ができるよう、身体障害者や難病の方の身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、日常生活上の相談支援等を行います。
自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、知的障害者及び精神障害者の食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援等を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 A 型	一般企業に雇用されることが困難な方のうち、適切な支援により、雇用契約に基づき、就労に必要な知識及び能力の向上を図るための訓練を行います。
就労継続支援 B 型	就労移行支援事業等を利用したが一般企業の雇用に結びつかない方等や、一定の年齢に達している方等で就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上の訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害のある方で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、当事者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
宿泊型自立訓練	一定期間入居しながら家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

【現状と課題】

日中活動系サービスの利用実績については、ほとんどのサービスで目標値を下回っています。

生活介護については、田村市内で 10 事業所がサービス提供を行っていますが、年々利用希望者が増加している一方で事業所は増加しておらず、市内の利用希望者全体を引き受けるだけのサービス供給ができていない状況です。

就労移行支援事業については、障害のある方の就業を受け入れている企業が少なく、就業の場の確保が大きな課題です。田村市内では障害者雇用促進法の対象となる企業が少なく、また施設の改修や人的な配置への配慮が困難である企業も多いと考えられます。

また、就労継続支援事業についても、正規雇用を前提としたA型よりも非正規雇用を前提としたB型が中心になっています。事業所アンケートの調査結果では、就労継続支援事業B型の利用者が増加している事業所、減少している事業所が二分しており、利用者増の事業所では職員の不足によって質的に利用者の希望通りのサービスが提供できていないなどの課題もみられます。

【見込量確保のための方策】

障害のある方のうち、希望する方が日中、地域で、日常生活における自立のための就労の訓練や、介護を受けながら社会とのつながりを持ち、様々な活動のできる場を拡充することが求められています。障害のある方の状態やニーズに応じて、身近な所で適切な支援が受けられるよう、緊急時に速やかに利用できる体制の整備、施設に対する障害のある方の受け入れの働きかけ、事業所間の利用者の偏りの是正を行うなど、日中活動の場の確保に努めていきます。

■ 利用希望（第5期ニーズ調査結果）

事業名	利用率	利用希望率
生活介護	11.0%	14.7%
自立訓練（機能・生活訓練）	5.6%	16.0%
就労移行支援	3.1%	16.9%
就労継続支援（A型・B型）	10.4%	19.0%
就労定着支援	—	—
療養介護	1.0%	10.4%
短期入所（ショートステイ）	2.3%	15.1%

■ サービス実績値及び見込量

単位 上段：人日／月、下段：人／月、就労定着支援及び療養介護：人／月

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	2018年度 （平成30年度）	2019年度 （令和元年度）	2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）
生活介護	2,422 (80.6%)	2,552 (84.9%)	2,508 (83.5%)	2,474	2,474	2,474
	124 (92.5%)	125 (93.3%)	122 (91.0%)	124	124	124
自立訓練（機能訓練）	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	0	0
	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	51 (73.9%)	12 (13.0%)	30 (32.6%)	19	19	19
	3 (100.0%)	1 (25.0%)	2 (50.0%)	1	1	1
就労移行支援	40 (87.0%)	37 (64.9%)	59 (85.5%)	42	42	42
	3 (100.0%)	2 (50.0%)	3 (60.0%)	3	3	3
就労継続支援（A型）	85 (92.4%)	91 (98.9%)	71 (77.2%)	110	110	110
	4 (100.0%)	5 (125.0%)	4 (100.0%)	6	6	6
就労継続支援（B型）	2,582 (64.9%)	2,220 (54.8%)	2,555 (61.7%)	2,424	2,424	2,424
	142 (82.1%)	123 (69.9%)	140 (77.8%)	135	135	135
就労定着支援	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	0	0
療養介護	8 (88.9%)	9 (100.0%)	7 (77.8%)	9	9	9
短期入所（ショートステイ）	92 (20.5%)	113 (25.2%)	63 (14.0%)	96	96	96
	14 (31.8%)	12 (27.3%)	9 (20.5%)	13	13	13
宿泊型自立訓練	0 (0.0%)	0 (0.0%)	41 (170.8%)	0	0	0
	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)	0	0	0

2020（令和2）年度は2021（令和3）年1月末現在

※（ ）内数値は計画比

(3) 居住系サービス

事業名	事業の概要
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害のある方について、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害のある方で、一人暮らしを希望する方に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うほか、定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった場合は、訪問、電話等により随時支援を行います。

【現状と課題】

共同生活援助（グループホーム）については、現在田村市内に3か所整備されていますが、サービスのニーズは高く、事業者アンケートの調査結果からは、新規の利用希望者の増加により、質・量の両面で利用者の希望どおりにサービスが提供できていない状況がみてとれます。地域生活への移行推進の視点からみても、更なる施設の充実が求められていますが、職員不足により定員増などのサービス拡大が困難な状況にあり、サービスの提供体制の整備に向けて、職員の確保が喫緊の課題といえます。

施設入所支援については、田村市内には2施設がありますが、入所枠が限られていることもあり、田村市外の施設へ入所している方が多い状況です。

【見込量確保のための方策】

共同生活援助（グループホーム）や施設入所へのニーズが高く、市内でのサービス提供が不足していることから、サービス提供体制の拡充に向けて、職員の確保や情報収集、情報提供に努めるとともに、様々な障害のある方が地域で安心して暮らせるよう、暮らしの場の確保に向けた居住支援や保健・医療との連携を進め、地域生活移行の促進を図ります。

■ 利用希望（第5期ニーズ調査結果）

事業名	利用率	利用希望率
共同生活援助 (グループホーム)	7.9%	15.7%
施設入所支援	7.3%	12.9%
自立生活援助	—	—

■ サービス実績値及び見込量

単位 人/月

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
共同生活援助 (グループホーム)	64 (97.0%)	56 (81.2%)	62 (86.1%)	59	59	59
精神障害利用者数	23	28	24	23	23	23
施設入所支援	90 (101.1%)	93 (105.7%)	90 (103.4%)	93	93	93
自立生活援助	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	0	0
精神障害利用者数	0	0	0	0	0	0

2020（令和2）年度は2021（令和3）年1月末現在

※（ ）内数値は計画比

（4）相談支援

事業名	事業の概要
計画相談支援	障害福祉サービスを申請した障害のある方について、サービス等利用計画の作成及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。
地域移行支援	入所・入院中の障害のある方の住居確保、その他の地域における生活に移行するための活動に関する支援を行います。
地域定着支援	在宅生活する障害のある方と常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

【現状と課題】

計画相談支援等を担う田村市内の相談支援事業所は2事業所です。サービスの利用希望は増加しており、希望に沿ったサービス量を提供できていないことから、円滑なサービス等利用計画の作成のためにも、相談員育成も含めた長期的視点に立った人材確保が求められます。

【見込量確保のための方策】

円滑なサービス等利用計画の作成を行い、適切な障害福祉サービスの利用につなげることができるよう、新規事業所の参入や相談支援専門員の人員の確保を図ります。また、研修会や意見交換会を開催するなど相談支援専門員の質の向上及び平準化により、一人あたりのサービス等利用計画の作成件数の向上に努めます。

さらには、障害のある方の地域移行を推進するため、基幹相談支援センターを中心に、地域における相談支援や移動・意思疎通支援などの地域生活支援の充実を図ります。

■ 利用希望（第5期ニーズ調査結果）

事業名	利用率	利用希望率
相談支援事業	15.4%	31.7%

■ サービス実績値及び見込量

単位 人/月

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
計画相談支援	24 (77.4%)	34 (109.7%)	50 (156.3%)	31	31	31
地域移行支援	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	0	0
精神障害利用者数	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	0	0
精神障害利用者数	0	0	0	0	0	0

2020（令和2）年度は2021（令和3）年1月末現在

※（ ）内数値は計画比

4 障害児支援等の見込量及び確保のための方策

(1) 障害児通所支援

事業名	事業の概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援事業所等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流促進などの支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害のある子どもに対して、障害のある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害のある子どもであって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害のある子どもに対し、障害のある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、その他必要な支援を行います。

【現状と課題】

児童発達支援、放課後等デイサービスについては、利用ニーズが高く、特に、放課後等デイサービスの利用人数は目標値を大きく上回っています。

事業所アンケートの調査結果からは、市内のほとんどの事業所で新規のサービス利用希望者が増加しているにもかかわらず、職員の数少なく利用者の増加に対応しきれていない状況がうかがえることから、ニーズの増加に合わせたサービスの拡充が課題となっています。

医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援は、田村市内にサービス提供事業所がなく利用できない状況です。保育所等訪問支援も同様に市内にサービス提供事業所がありませんが、巡回相談支援事業を実施し保育士等の相談対応を行っています。

【見込量確保のための方策】

障害のある子どもが、地域で安心して暮らせるために基本的な動作や知識技能を身に付けられるなど、発達状態などに応じた療育が受けられる体制の整備に努めていきます。

また、医療的ケアが必要な障害のある児童が利用できるサービスについて、事業者に働きかけるなど見込量の確保に努めます。

■ 利用希望（第5期二一ズ調査結果）

事業名	利用率	利用希望率
児童発達支援	60.0%	80.0%
放課後等デイサービス	25.9%	37.0%
保育所等訪問支援	0.0%	35.7%
医療型児童発達支援	0.0%	60.0%
居宅訪問型児童発達支援	—	—

■ サービス実績値及び見込量

単位 上段：人日／月、下段：人／月

	第1期計画（実績値）			第2期計画（計画値）		
	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
児童発達支援	116 (41.4%)	137 (48.9%)	216 (77.1%)	190	190	190
	28 (77.8%)	33 (91.7%)	44 (122.2%)	46	46	46
放課後等デイサービス	496 (64.2%)	468 (60.6%)	587 (76.0%)	701	701	701
	70 (122.8%)	80 (140.4%)	85 (149.1%)	107	107	107
保育所等訪問支援	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	0	0
	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	0	0
医療型児童発達支援	3 (0.0%)	5 (0.0%)	4 (0.0%)	0	0	0
	1 (0.0%)	1 (0.0%)	1 (0.0%)	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	0	0
	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	0	0

2020（令和2）年度は2021（令和3）年1月末現在

※（ ）内数値は計画比

(2) 障害児相談支援

事業名	事業の概要
障害児相談支援	障害福祉サービスを申請した障害児について、障害児支援利用計画の作成及び支給決定後の障害児支援利用計画の見直し（モニタリング）を行います。

【現状と課題】

放課後等デイサービスや児童発達支援などの利用実績が増加傾向にある中、障害児相談支援の実績は目標の2割にも満たない状況であることから、障害児相談支援を行う事業所が不足していることがうかがえます。

障害児相談支援利用希望者全てが障害児通所支援や障害福祉サービスを適切に利用できるよう、障害児相談支援事業所の確保が必要であり、また、相談支援専門員が行うケアマネジメントの質の向上及び平準化を図ることが必要となっています。

【見込量確保のための方策】

障害児通所支援及び障害福祉サービスを適切に利用できるよう、地域総合支援協議会において、ニーズに応じた相談支援専門員の確保等について検証・協議し、事業者へ事業の拡大や開始を働きかけるなど、人材の確保・育成に努めます。

また、研修会や意見交換会を開催するなど相談支援専門員の質の向上及び平準化により、一人あたりの障害児支援利用計画の作成件数の向上に努めます。

■ サービス実績値及び見込量

単位 人/月

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
障害児相談支援	18 (19.4%)	15 (16.1%)	21 (22.6%)	20	20	20

2020（令和2）年度は2021（令和3）年1月末現在

※（ ）内数値は計画比

5 地域生活支援事業の見込量

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障害のある方等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化するために必要な支援を行います。

広報紙やパンフレット等を活用した啓発を行うとともに、必要に応じて研修、啓発事業を実施します。

■ サービス実績値及び見込量

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
理解促進研修・啓発事業 (実施の有無)	無	無	有	有	有	有

② 自発的活動支援事業

障害のある方やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を実施するために必要な支援を行います。今後も障害者支援団体などの意見を聴取しながら当該事業を実施します。

■ サービス実績値及び見込量

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
自発的活動支援事業 (実施の有無)	無	無	有	有	有	有

③相談支援事業

障害のある方等の福祉に関する各般の問題について、障害のある方等からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言、そのほか障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、そのほかの障害のある方等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行います。

一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。

■ サービス実績値及び見込量

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	2018年度 （平成30年度）	2019年度 （令和元年度）	2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）
障害者相談支援事業 （実施か所数：か所／年）	2 （100.0%）	2 （100.0%）	2 （100.0%）	3	3	3
基幹相談支援センター （実施の有無）	有	有	有	有	有	有
市町村相談支援機能 強化事業 （実施の有無）	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業 （実施の有無）	無	無	無	無	無	無

※（ ）内数値は計画比

④成年後見制度利用支援事業

補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である知的障害者、または精神障害者で障害福祉サービスを利用している方または利用しようとする方に対し、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）の全部または一部を補助し、成年後見制度の利用の支援を行います。

相談支援事業等により該当者の把握に努め、必要に応じて当該事業による補助を実施します。

■ サービス実績値及び見込量

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	2018年度 （平成30年度）	2019年度 （令和元年度）	2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）
成年後見制度利用支援 事業 （実利用者数：人／年）	0 （0.0%）	0 （0.0%）	2 （200.0%）	2	2	2

※2020（令和2）年度は2021（令和3）年1月末現在

※（ ）内数値は計画比

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことのできる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。当分の間、法人後見の必要性を確認しながら当該事業の実施を検討します。

■ サービス実績値及び見込量

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	2018年度 （平成30年度）	2019年度 （令和元年度）	2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）
成年後見制度法人後見 支援事業 （実施の有無）	無	無	無	無	無	無

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることが困難な障害のある方に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害のある方とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行います。

利用希望者の申請によりそれぞれ、手話通訳者または要約筆記者を派遣します。主に公的機関への手続きや医療機関受診の際に利用されていますが、継続的に利用する方は限られていることから、今後も利用は一定数で推移するものと見込まれます。

手話通訳者は派遣事業で対応するものとし、手話通訳者の設置については必要に応じて検討します。

■ サービス実績値及び見込量

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	2018年度 （平成30年度）	2019年度 （令和元年度）	2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業 （実利用者数：人／年）	29 (58.0%)	28 (56.0%)	13 (26.0%)	28	28	28
手話通訳者登録 （登録者数：人／年）	8 (80.0%)	8 (80.0%)	7 (70.0%)	10	10	10
手話通訳者設置事業 （実設置者数：人／年）	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)	1	1	1

2020（令和2）年度は2021（令和3）年1月末現在

※（ ）内数値は計画比

⑦ 日常生活用具給付等事業

障害のある方に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与します。各給付は、概ね実績と同規模で推移するものと見込まれます。

■ サービス実績値及び見込量

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	2018年度 （平成30年度）	2019年度 （令和元年度）	2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）
介護・訓練支援用具 （給付等件数：件／年）	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (50.0%)	0	0	0
自立生活支援用具 （給付等件数：件／年）	5 (55.6%)	1 (11.1%)	3 (33.3%)	3	3	3
在宅療養等支援用具 （給付等件数：件／年）	7 (116.7%)	8 (133.3%)	2 (33.3%)	10	10	10
情報・意思疎通支援用具 （給付等人数：人／年）	85 (566.7%)	91 (606.7%)	11 (73.3%)	96	96	96
排泄管理支援用具 （給付等人数：人／年）	70 (92.1%)	74 (94.9%)	84 (105.0%)	70	70	70
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費） （給付等件数：件／年）	1 (50.0%)	1 (50.0%)	1 (50.0%)	1	1	1

2020（令和2）年度は2021（令和3）年1月末現在

※（ ）内数値は計画比

⑧手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等との交流の場の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術の習得を目指し、手話奉仕員の養成研修を行います。

対象者は公募するものとし、養成研修の期間は2年間となります。

■ サービス実績値及び見込量

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
手話奉仕員養成研修事業 (手話奉仕員養成講座の開催) (実施の有無)	有	有	有	有	有	有

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある方等について、外出のための支援を行うことにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等、自立生活や社会参加のための移動を支援します。

2011(平成23)年10月から障害福祉サービスに同行援護が導入されたことから、移動支援事業の利用者で重度の視覚障害の方は、同行援護を利用しています。継続的に利用する方は限られていることから、利用は一定数で推移するものと見込まれます。

■ サービス実績値及び見込量

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
移動支援事業 (実利用者数：人/年)	19 (123.8%)	11 (102.8%)	9 (60.0%)	10	10	10
移動支援事業 (延利用時間数：時間/年)	755 (126.7%)	627 (102.8%)	477 (78.2%)	675	675	675

2020(令和2)年度は2021(令和3)年1月末現在

※()内数値は計画比

⑩地域活動支援センター事業

障害のある方が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行います。

■ サービス実績値及び見込量

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	2018年度 （平成30年度）	2019年度 （令和元年度）	2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）
地域活動支援センター事業 （実施か所数：か所／年）	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	1	1
地域活動支援センター事業 （実利用者数：人／年）	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	3	3

※（ ）内数値は計画比

(2) 任意事業

①訪問入浴サービス事業

地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供するものです。介護保険サービスや生活介護の利用者は除かれますので、利用は一定数で推移するものと見込まれます。

■ サービス実績値及び見込量

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
訪問入浴サービス事業 (実利用者数：人/年)	2 (50.0%)	3 (75.0%)	4 (100.0%)	4	4	4

※2020（令和2）年度は2021（令和3）年1月末現在

※（ ）内数値は計画比

②更生訓練費給付事業

自立訓練及び就労移行支援のサービスを利用する障害のある方が、自立した日常生活や就労を希望する場合に、訓練に必要な文房具・参考書など訓練を受けるための経費や通所のための経費（交通費）を支給する事業です。

■ サービス実績値及び見込量

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
更生訓練費給付事業 (実利用者数：人/年)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	0	0

※（ ）内数値は計画比

③日中一時支援事業

障害のある方等の日中における活動の場を確保し、障害のある方等の家族の支援及び障害のある方等を日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。生活介護、放課後等デイサービス等のサービスと併用しての利用が可能ですので、今後利用は増加するものと見込まれます。

■ サービス実績値及び見込量

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	2018年度 （平成30年度）	2019年度 （令和元年度）	2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）
日中一時支援事業 （実利用者数：人／年）	7 （58.3%）	17 （121.4%）	30 （187.5%）	35	35	35
日中一時支援事業 （延利用日数：日／年）	443 （110.8%）	767 （170.4%）	1,260 （252.0%）	1,500	1,500	1,500

2020（令和2）年度は2021（令和3）年1月末現在

※（ ）内数値は計画比

④ スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

障害のある方と地域住民がともに楽しめる各種レクリエーションやスポーツ活動の場を提供することにより、障害のある方の余暇活動の充実や社会参加の推進を図ります。

■ サービス実績値及び見込量

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	2018年度 （平成30年度）	2019年度 （令和元年度）	2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）
スポーツ・レクリエーション教室 開催等事業 （実施の有無）	有	有	有	有	有	有

⑤ 自動車運転免許取得・改造助成事業

障害のある方の社会参加を促進するために、障害のある方が運転免許を取得する際の費用の一部助成や、身体障害者が自動車の改造に要した経費の一部を助成するものです。

■ サービス実績値及び見込量

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	2018年度 （平成30年度）	2019年度 （令和元年度）	2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）
自動車運転免許取得・改 造助成事業 （実利用者数：人／年）	1 （50.0%）	1 （50.0%）	1 （50.0%）	2	2	2

2020（令和2）年度は2021（令和3）年1月末現在

※（ ）内数値は計画比

⑥意思疎通支援広域派遣推進事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることが困難な障害のある方が市外の病院などに行く場合、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害のある方とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行います。

■ サービス実績値及び見込量

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	2018年度 （平成30年度）	2019年度 （令和元年度）	2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）
意思疎通支援広域派遣 推進事業 （実施の有無）	有	有	有	有	有	有

6 双葉郡から田村市内に避難中の障害者、障害児に関する 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の対応等について

2021（令和3）年3月現在、双葉郡内の障害者支援施設（施設入所支援等）2事業所、グループホーム（共同生活援助）1事業所が市内の応急仮設施設で今なお、避難生活を余儀なくされています。

双葉地方地域自立支援協議会から、受け入れ自治体に対し、避難中の障害のある方・子どもの情報提供とともに、障害福祉計画に避難住民を加味するよう要望がありました。

避難住民の人数や給付の状況等を勘案した上で、本市では次の通り対応します。

（1）障害福祉サービス

市内の応急仮設施設に避難されている障害のある方・子どもが利用する障害福祉サービスについては、住所がある双葉郡内の市町村が支給決定等及び給付の実施主体となっています（居住地特例）。

よって、本市が障害福祉サービス費等を負担する必要がないことに加え、避難住民の人数も本市障害福祉サービス利用者に対して僅少であることから、障害福祉計画の目標値等には加味しないこととしました。

（2）地域生活支援事業

地域生活支援事業については、いわゆる個別給付ではないことから、法令上も規定は設けられておらず「それぞれの事業の趣旨、内容、実施方法等を踏まえて、事業の実施主体である市町村又は都道府県が判断する。」とあり、実質的には支給決定等及び給付の実施主体は障害福祉サービス同様、避難元の市町村となります。

したがって、障害福祉計画の目標値等には加味しませんが、避難住民から本市地域生活支援事業の各サービスの利用意向があった場合には、心身の状況等を勘案しつつ柔軟に対応します。

第4章

計画の推進・評価等

第4章 計画の推進・評価等

1 計画の推進

計画の推進にあたっては、行政、地域・家庭・学校、関係団体、事業者や企業が連携・協働し、それぞれ適切な役割分担のもとに障害福祉施策を進めることが必要です。

(1) 市の役割

- ・障害や障害のある方への理解促進とともに、関係機関との連携のもと計画を着実に推進する体制をつくります。
- ・障害福祉の分野のみならず、保育・教育、雇用・就労、生活環境など、様々な分野との一体的な取組のために全庁的な調整を図ります。
- ・障害のある方の地域における自立した生活を支えるために、相談支援事業所を軸に相談支援体制の強化に努めます。
- ・障害のある方の意見や要望に十分配慮し、障害者団体、サービス提供事業者との協働に努めるために「田村市障害者地域総合支援協議会」並びに同協議会内の各専門部会を機能的に活用します。

(2) 地域社会の役割

- ・地域や家庭、学校などで障害や障害のある方に対する正しい理解を深め、地域でともに支えながら暮らしていける環境づくりを進めることが必要です。
- ・障害のある方が地域の一員として責任と役割を担い、気軽に日常の行事や活動に参加できる地域づくりを進めることが必要です。
- ・障害の有無に関わらず、市民一人ひとりが障害や障害のある方に対する理解を深め、ともに生きるまちづくりを行っていくという認識のもと、互いに個性を認め合い、尊重し支えあうことが必要です。

(3) 関係団体の役割

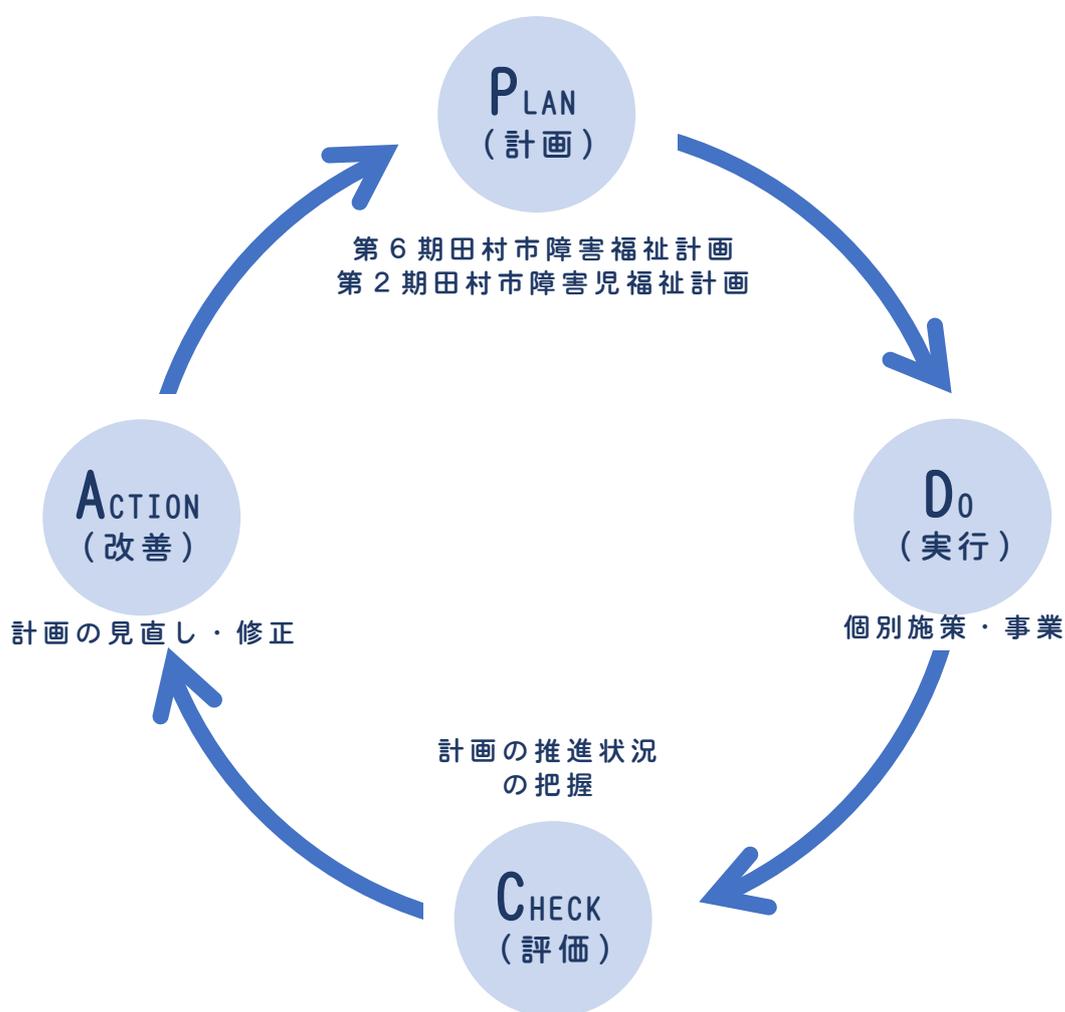
- ・障害者団体は、障害のある方の生活の擁護と理解の促進を図るとともに、その社会参加を支援するために自主的な活動を展開していくことが必要です。
- ・事業者は、福祉サービスに関する情報の提供に努めるとともに、障害のある方の意向を尊重し、障害の状況に応じた公正で適切なサービス提供に努めることが必要です。
- ・企業は、障害のある方の雇用を積極的に進めるとともに、障害のある方に配慮した職場環境づくりに取り組むことが必要です。

2 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCAサイクル」の理念を活用し、計画の速やかな実行を図るとともに評価と改善を行い、実効性のある計画を目指します。

また、計画の全体的な実施状況の点検と進行管理を毎年行った上で進捗状況を公表し、情報共有の推進と説明責任を果たします。

〈計画の進行管理のイメージ（PDCAサイクル）〉



資料編

資料編

1 田村市障害者地域総合支援協議会設置要綱

○田村市障害者地域総合支援協議会設置要綱

平成 21 年 2 月 18 日告示第 5 号

改正 平成 25 年 1 月 30 日告示第 7 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 9 条第 3 項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条に基づき田村市の障害者に関する総合的かつ計画的な施策の推進を図る田村市障害者計画及び田村市障害福祉計画(以下「計画等」という。)の策定並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条に基づく相談支援事業を始め地域の障害福祉に関するシステムづくりについて中核的な役割を果たす協議の場として、田村市障害者地域総合支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害福祉サービスの利用に係る相談支援事業の中立及び公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築等に関すること。
- (4) 計画等の策定及び検証に関すること。
- (5) その他障害福祉行政の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、20 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者・児(以下「障害者」という。)団体の代表
- (2) 障害者の医療、保健及び福祉に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 市職員
- (5) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明させ又は意見を聞くことができる。

(部会)

第8条 協議会は、必要に応じて専門部会及び個別調整会議を置くことができる。

(専門部会)

第9条 専門部会は、実際に活動する実務者からなる会議とし、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 情報交換や、個別調整会議において課題となった事項
- (2) 障害者の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握に関する事項
- (3) その他専門部会の設置目的を達成するために必要な事項

2 専門部会は、障害福祉担当課が必要に応じて招集し、主宰する。

(個別調整会議)

第10条 個別調整会議は、必要に応じて開催し、障害者に対する具体的な支援の内容について協議する。

- (1) 障害者の状況の把握及び課題検討ケアプランの検討、サービス調整、モニタリング等に関する事項
- (2) その他個別調整会議の設置目的を達成するために必要な事項

2 個別調整会議は、障害福祉担当課が随時招集し、開催する。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 21 年 2 月 18 日から施行する。
(田村市障害者計画策定委員会設置要綱の廃止)
- 2 田村市障害者計画策定委員会設置要綱(平成 20 年田村市告示第 133 号)は廃止する。
(委員の任期の特例)
- 3 第 4 条の規定にかかわらず、この告示の施行後最初に委嘱される委員の任期は、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 25 年告示第 7 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行日の前日までに、田村市障害者地域自立支援協議会設置要綱(平成 21 年田村市告示第 5 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

2 田村市障害者地域総合支援協議会委員等名簿

■委員名簿

(敬称略 順不同)

種別	氏名	役職等
障害者団体の代表	渡辺 一弥	田村市身体障がい者福祉会会長
	管野 公治	福島県障害者スポーツ指導員
	遠藤 良一	高次脳機能障害友の会・うつくしま代表
	渡邊 イエ子	常葉町障害児・者と家族の会「こだまの会」
	大和田 博子	田村地区障がい者支援連絡協議会
精神障害	安瀬 ちえ子	NPO 法人銀河の森福祉会理事長
事業所	延松 なおみ	田村市社会福祉協議会事務局長
	鈴木 康弘	郡山市障がい者基幹相談支援センター相談支援専門員
	和田 礼子	NPO 法人あぶくまヒューマンネット絆 きずなハウス施設長
	太田 正一	福島県中小企業家同友会障害者委員会
学識経験者	松崎 ケイ子	田村市民生児童委員連絡協議会会長
	遠藤 徳喜代	田村市主任児童委員協議会会長 田村市民生児童委員連絡協議会副会長
関係行政機関	吉田 康浩	福島県県中保健福祉事務所 主任社会福祉主事
田村市	佐久間 聡雄	保健福祉部 こども未来課長
	渡辺 春信	〃 保健課長
	青木 絹子	〃 高齢福祉課長
	安生 昌弘	教育委員会事務局 教育部 学校教育課長

■協議会専門部会長

(敬称略)

部会	氏名	所属
生活・就労支援部会	佐藤 剛	就労支援センター船引施設長
子ども部会	大和田 博子	田村地区障がい者支援連絡協議会

3 市内障害者（児）のための施設一覧

2021（令和3）年3月現在 事業所指定順

■ 居宅介護

事業所名	所在地	電話番号
田村市訪問介護事業所	大越町上大越字古川 49 番地 2	0247-79-1225
ケアステーションゆうとびあ	船引町東部台三丁目 38 番地	0247-82-5508

■ 重度訪問介護

事業所名	所在地	電話番号
田村市訪問介護事業所	大越町上大越字古川 49 番地 2	0247-79-1225
ケアステーションゆうとびあ	船引町東部台三丁目 38 番地	0247-82-5508

■ 同行援護

事業所名	所在地	電話番号
田村市訪問介護事業所	大越町上大越字古川 49 番地 2	0247-79-1225

■ 生活介護

事業所名	所在地	電話番号
障がい者多機能型事業所田村	大越町牧野字堺 68 番地 2	0247-85-3988
障がい者多機能型事業所 みらくる・まち子ちゃんの店	船引町東部台二丁目 285 番地	0247-82-2909
指定障がい福祉サービス事業所 きずなハウス	船引町船引字戸屋 111 番地 1	0247-82-5582
あぶくま更生園	船引町四斗蒔田 69 番地	0247-61-6250
東洋育成園	船引町文珠字江戸内 173 番地 1	0247-61-5572
常葉指定通所介護事業所 (基準該当)	常葉町常葉字備前作 16 番地 1	0247-77-4426
都路まどか荘デイサービス センター (基準該当)	都路町古道字寺下 60 番地	0247-75-3116
滝根指定通所介護事業所 (基準該当)	滝根町広瀬字針湯 55 番地	0247-78-3822
大越指定通所介護事業所 (基準該当)	大越町上大越字古川 49 番地 2	0247-79-1221
船引北部指定通所介護事業所 (基準該当)	船引町上移字後田 172 番地	0247-86-2591

■ 共同生活援助

事業所名	所在地	電話番号
さくら荘船引	船引町船引字安久津 126 番地	0247-82-5082
優の里	船引町大倉字伊後田 193 番地 8	0247-84-2588
グループホーム富岡事業所	船引町船引字屋頭清水 204 番地	0247-82-6945

■ 就労継続支援 B 型

事業所名	所在地	電話番号
就労支援センター船引	船引町東部台三丁目 266 番地	0247-82-5082
銀河工房	船引町船引字前田 74 番地	0247-82-5358
就労支援センター希望の里	船引町大倉字伊後田 193 番地 10	0247-84-2588
ときわ	常葉町常葉字館 34 番地	0247-77-3577
都路障がい者支援センター やまびこ	都路町古道字館腰 43 番地 1	0247-75-2253
障がい者多機能型事業所田村	大越町牧野字堺 68 番地 2	0247-85-3988
障がい者多機能型事業所 みらくる・まち子ちゃんの店	船引町東部台二丁目 285 番地	0247-82-2909
指定障がい福祉サービス事業所 きずなハウス	船引町船引字戸屋 111 番地 1	0247-82-5582
多機能型事業所おおくま共生園	船引町北鹿又字沼ノ下 150 番地 97	0247-61-5381
田村市授産場（基準該当）	船引町船引字北町通 95 番地 3	0247-82-0114

■ 相談支援事業所

事業所名	所在地	電話番号
相談支援田村事業所	船引町船引字上中田 33 番地 1 田村地域障害者支援センター内	0247-61-5071
田村市指定相談支援事業所	大越町上大越字古川 97 番地	0247-68-3777

■ 障害児通所支援

事業所名	所在地	電話番号
のびっこらんど田村	船引町船引字中島 22 番地	0247-73-8253
のびっこらんど美山	船引町北鹿又字沼ノ下 150 番地 97	0247-61-5151
のびっこらんど船引	船引町北鹿又字沼ノ下 121 番地 190	0247-73-8056
ひかり田村教室	船引町船引字北町通 48 番地 1	0247-61-5540

■ 日中一時支援事業所

事業所名	所在地	電話番号
障がい者多機能型事業所 みらくる・まち子ちゃんの店	船引町東部台二丁目 285 番地	0247-82-2909
はるはる笑心たむら	船引町船引字大日方 35 番地	0247-61-6281

4 市内福祉避難所一覧

2021（令和3）年3月現在

■ 市内福祉避難所[※]一覧

事業所名	所在地	電話番号	多機能 トイレ	車いす スロープ
天地人大学	滝根町広瀬字針湯 33 番地	0247-78-3700	○	○
老人憩の家 針湯荘	滝根町広瀬字針湯 62 番地	0247-78-2010	－	○
滝根総合福祉センター	滝根町広瀬字針湯 55 番地	0247-78-3822	－	○
滝根保健センター	滝根町広瀬字針湯 33 番地	0247-78-1055	○	○
おおごえふるさと館	大越町上大越字水神宮 62 番地 1	0247-79-1201	○	○ 段差なし
都路保健センター	都路町古道字寺ノ前 39 番地	0247-75-2725	○	○ 段差なし
文化の館 ときわ	常葉町常葉字町裏 1 番地	0247-77-2211	○	○ 段差なし
常葉保健センター	常葉町常葉字町裏 1 番地	0247-77-3900	－	○
常葉老人福祉センター	常葉町常葉字備前作 15 番地	0247-77-2714	－	○
船引保健センター	船引町船引字源次郎 131 番地	0247-81-1110	○	○ 段差なし
船引北部デイサービス センター	船引町上移字後田 172 番地	0247-86-2691	－	○ 段差なし

※「福祉避難所」とは：災害時に、一般避難所では避難生活が困難な、高齢者や障害のある方、妊婦など、災害時に援護が必要な人たち（要援護者）に配慮した市町村指定の避難施設。

第6期 田村市障害福祉計画
第2期 田村市障害児福祉計画
2021（令和3）年3月

発行者 田 村 市
編 集 保健福祉部 社会福祉課
〒963-4393
田村市船引町船引字畑添 76 番地 2
電話：0247-81-2273
